

午後2時00分開会

○西岡委員長 皆様こんにちは。ただいまから文教福祉委員会を開会いたします。着座にて進行させていただきます。

欠席届が出ております。保健福祉部長、福祉総務課長、障害者福祉課長、高齢介護課長、在宅支援課長、保険年金課長が、午後3時まで公務のため、福祉政策担当課長、健康推進課長が出張公務のため、それぞれ欠席となります。

本日の日程及び資料を、昨日皆様にお送りいたしました。報告事項は、子ども部が3件、保健福祉部が4件です。この日程に沿って進めてまいりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 はい。それでは、日程に入る前に、昨日、（仮称）まなびの森保育園神保町の現地調査を行いましたので、本日は、お一人ずつ簡単に感想をお伺いしたいと思います。

それでは、池田委員から、よろしく願いいたします。

○池田委員 昨日、お疲れさまでした。大変、白が基調の明るい空間、室内だったかと思えます。8月1日から開園なんですけど、ちょっと人数的に、残念な人数ですが、今後期待したいと思っております。

で、昨日の懇談の中でもあったんですけども、やはり室内でのああいう遊び場的な空間というのが、なかなか今まで、ほかの保育園でもあるところにはありませんでしたが、すごく目を引く場所にありますので、今後少しずつ軌道に乗り出してからでもいいんじゃないかと、地域に開放するだとか、土日の利用も含めて検討していただきたいなと思いました。

1点、ちょっと気になったのが、フロアに消火器が置いてあったんですけども、あれが結構むき出しにそのまま置いてありまして、子ども、園児なんかがあそこで走り回っている場合なんかは、何かあるかちょっと心配なんで、できればああいうのを、何か、何ていうんでしょうね……

○西岡委員長 目隠しするとか、カバーするとかですか。

○池田委員 そうですね。そういうのがあったらいいかなというところが気になりました。以上です。

○西岡委員長 ありがとうございます。

続きまして、牛尾委員、お願いいたします。

○牛尾委員 はい。ああいう見学の場を設けていただきまして、ありがとうございます。池田委員おっしゃったとおり、施設は、ほかの保育園にはない、子どもたちが本当に喜びそうな施設になっていて、非常に充実した保育ができるんじゃないかなというふうに思いました。

ただ、やっぱり、人数がまだ3人と、出発がね。ということで、そこが少し残念ですけども、これから園の見学等を通じて、園児も増えてくるんじゃないかなというふうに思いました。

ただ、やっぱり定員が100名ということで、本当に定員が埋まってきたら、ここ数年後ですね、そうしたら、結構あそこの遊び場、ごった返して大変なことになるんじゃない

かなというのは、そこはどうするのかかなというのは、一つ、気にはなりました。

あと、やはり、これからしばらくは少人数でいくと思うんですけども、やはり、昨日の園長先生なり理事長の方も言うていらっしゃいましたけれども、行事が非常にたくさんあって充実しているけれども、でも、あの人数でそういった行事がなかなかこなせないというふうに思っています。そうすると、やっぱり近くの認証保育所とか、または区立の西神田保育園はありますけれども、あと、ほpperランドなんか、そういった民間の保育園がありますけれども。そうしたところと交流といいますか、連携といいますか、そういうのも必要になってくるのかなと。ほかの園の方々がまなびの森に遊びに来てもいいですし、逆もあり得るだろうということで、そこは少し考えていってもいいんじゃないかなというふうに思いました。

以上です。

○西岡委員長 はい。ありがとうございます。

続きまして、えごし委員、お願いいたします。

○えごし委員 昨日は大変ありがとうございました。先ほどのお二人の委員からもありましたけれども、本当に素晴らしいところで。ただ、やっぱり、牛尾委員もありましたけれども、今は何も入っていないからあれなんですけど、さらにあそこに机や椅子を置いて、また人数がいっぱい増えてくると、ちょっと手狭になってくる感じもあるのかなというふうに見受けました。

また、もし、その地域に開放したりとか、ほかの児童とかが遊べるように、もし、使わせていただけるのであれば本当にありがたいことで、ただ、2階、3階、4階と分かれているので、結構、見守り体制というのもし、遊ばせていただけたら、その見守り体制というのがすごい必要になってくるかなと。先生たちだけじゃなくて、何かこう、協力してお手伝いできるような人も、もし入れれば、それはもう全然先の話なんであれですけど、というふうに感じました。

あと、今、やっぱり3人というところで、これからぜひ、増えていっていただきたいというところなんですけれども、もし少ない状況がまだ続くのであれば、今、政府でも「こども未来戦略方針」のほうで「こども誰でも通園制度」というのを掲げておられますけれども、この一時預かりというんですかね、就労の要件を問わない一時預かりというところのモデル園として、何かこう、使えたりできないのかなというふうにも感じましたので、またよろしくお願いいたします。

以上です。

○西岡委員長 はい。ありがとうございます。

続きまして、白川委員、お願いいたします。

○白川委員 保育園のことはあまり詳しくないので、コメントはちょっと、その辺は控えますが、恐らく都市型の保育園としては、相当とがっているといいますか、最先端といいますか、頂点にあるようなところなんだろうと思います。私もちょっと、見てびっくりしました。

で、人員ですね、それが200ある保育園の都内の中から、それぞれ振り分けていくと、ここが足りないと、ここで異動するみたいな感じで、結局、千代田区の人材というよりは、株式会社こどもの森の社員の方が派遣されてくるという体制であると。これは、多分これ

から少子化になって、人数が減ったり増えたりというときには、対応可能かなというふうに思いますので、悪いことじゃないだろうと思います。

一番心配したのは、あまりによくできていて、ここ、もうどんどん認可を取っていきそうな勢いなんですね。既に200あると。で、ここももう、相当のノウハウの蓄積があって非常によくできているもんですから、新規参入する方というのが入りにくいなど。要するに、もう、ここにかなわないなというのがちょっとありまして。もちろん、今の社長さんというのは非常に志の高い方で何かが起こるとは思わないんですが、長くやっていると、経営者が替わったりとか、あるいはちょっとノウハウが陳腐化していったりとかマンネリ化していくということがありますので、やっぱりどこかで新規参入の刺激というのは長期的には必要だろうと思いますので、ここは施設としては全く、私は問題ないように見えました。何とかして、大きい会社だけが取れるというだけではなくて、新しいところも入れるようにしておかないと、長期的にはちょっとまずいかなというふうに、むしろ、あまりにもよくできていたもんで、かえってそういう感想を持ちました。

以上です。

○西岡委員長 はい。ありがとうございます。

続きまして、はまもり委員、お願いいたします。

○はまもり委員 昨日は、見学の調整を頂きまして、ありがとうございました。

まず、安全面のところで、ドアの取っ手を高くしていたりとか、0歳児のところですかね、センサーつきのベッドを用意されるとか、いろいろと配慮が行き届いているなというふうに感心して見ておりました。

また、心配していたところが、園庭がないというところではあったんですけども、中で十分遊べるということと、また園長先生が毎日外遊びに連れていってくれると。で、神田公園であったり、一番長くて、今後は千鳥ヶ淵のところまで1時間かけて連れていくということもやっていくというふうにおっしゃっていたので、その辺は都会型の園として、ぜひ、なかなか保護者の方に伝わりにくいところではあるんですが、歩いていくということが体力をつくるという意味でもすごくすばらしい方針だなというふうに思いましたので、ぜひ、続けていていただきたいなというふうに思いました。

すごく細かいところで私が1点気になったのは、園内の人工芝のところでありました。給食とかですね、安心・安全とこだわっていたりとか、はだしでの教育というのをこだわっていらっちゃって、せっかくであれば、プラスチックというものよりも、木の感触というものを感じてもらえたほうがいいのかなと。

あと、子どもの校庭が人工芝だったところのお母さんから、洗濯物に人工芝がかなり入ってしまうみたいなこともあったので、この辺は、もし保護者の方から今後何か意見が出たら、ぜひ検討していただきたいポイントかなというふうに思っております。すばらしい園だなというふうに思っております。ありがとうございました。

○西岡委員長 はい。ありがとうございます。

続きまして、富山委員、お願いいたします。

○富山委員 昨日は視察のご調整をありがとうございました。私の感想としましては、大変すばらしい園でしたし、遊具も本当に、子ども心をくすぐる、面白いものがございました。

しかし、一方、気になった件としましては、やはり、現在は3人の希望者がいらっしやるということですが、これが定員の100名になった場合、あの木の中で何が起きているかが外側から見えないという部分は注意して、観察していただきたいなと思ったところと、今後100名に増えた場合、やっぱり、今後、近隣住民の方と、みんなが希望する園ができるように調整をうまくしていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○西岡委員長 はい。ありがとうございます。よろしいですか。はい。

それでは、おのでもら副委員長、お願いいたします。

○おのでもら副委員長 昨日はありがとうございました。運営会社さんが、これまでほかの保育園で運営されてきた、いいところを全て集められたというお話がありましたけれども、フロアをまたいだ大型のツリーハウスというのは本当に面白くて、先進的で、きっと子どもも楽しいんだろうなというのが目に浮かびました。

あと、太陽光もしっかり入りますし、しっかり緑も映え、目に入ると。こういう、室内でありながらも、天候にかかわらず目いっぱい遊べるというのも、すばらしい施設だなと、本当に思います。こういう、室内でありながらも開放的な環境で子どもが過ごせるということは、子どもの幸福度もしっかり高まるのではないかと期待しております。子どもの求めるものですとか、あるいはご両親の求めるもの、そういったニーズをしっかりと反映したこのような施設が今後増えるといいなと思っております。

一方で、富山委員も触れられていましたけれども、大型遊具の運営というのは非常に難しいところもあると思いますので、特にツリーハウスの内部ですね、ちょっと外から見えづらいというところがありますので、事故がないように、しっかりと今後運営いただければと思っております。

以上になります。

○西岡委員長 はい。ありがとうございます。

それでは、最後に私から。

今回、本当に子ども部と議会事務局にはご尽力を頂きまして、様々なセッティングも頂き、本当にありがとうございました。無事に視察が終わりましたのも、皆様方のおかげだと思っております。本当にありがとうございます。

この内覧会というのは、なかなかこう、メンバー構成といいますか、中が見れる方というのが限られていたので、少し、ちょっとお声を聞いたのが、区立園の園長の先生方にも今後は声をかけるなど、現場の保育関係者の方にも、ぜひ、こういうところは見ていただきたいなというふうに思いますので、今後様々な工夫があると思いますので、よろしく願いいたします。

それと、やはり近隣の保育所ですとか、土日ですと、区内の未就園児の方にも、さっきも出ていましたけれども、ぜひ、誰でも通園制度を使っていただいて、開放を調整できれば幸いだと思っておりますので、そこはなかなか難しいとは思いますが、ご調整をよろしく願いいたします。

本当に、8月1日に開園ということですが、開園までには、いろいろなプロセスを経ているというふうに聞いておりますので、本当に、まずはお疲れさまでございました。ありがとうございました。

この件に関しまして、逆に子ども部のほうから、何かございますか。

○小阿瀬子育て推進課長 昨日は、本当にお忙しい中、まなびの森保育園神保町をご視察いただきまして、ありがとうございました。私からも一言申し上げさせていただければと思っております。

昨日も、様々よいところでありますとか、また今後どうだろうねという課題である部分というのを認識、様々子どもと共通認識を図れたものというふうに思っております。それと、本日も、ご感想を頂いた中で、様々課題になるような点、頂きましたので、こういったところをしっかりと受け止めさせていただきまして、今後の改善につなげてまいりたいというふうに思っております。昨日はどうもありがとうございました。

○西岡委員長 はい。ありがとうございました。よろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 はい。それでは、以上となります。

それでは、日程1の報告事項に入らせていただきます。子ども部（1）千代田区教育委員会と小笠原村教育委員会との学校教育に係る連携協力に関する協定書の締結について、理事者からの説明を求めます。

○小玉子ども総務課長 それでは、教育委員会資料1に基づきまして、千代田区教育委員会と小笠原村教育委員会との学校教育に係る連携協力に関する協定書の締結についてご報告をさせていただきます。

現在、小笠原村教育委員会と協定を結びたいと考えておりますが、検討状況について報告をさせていただくものでございます。

まず、項番1の目的でございます。千代田区と小笠原村の地域の特性を生かして、相互に連携協力し、人的・知的資源の交流・活用を図るとともに、千代田区教育委員会と小笠原村教育委員会における学校教育の充実及び発展に資することを目的として、協定を締結することを考えております。

項番2の経緯でございます。令和4年、昨年10月25日に合同で道徳教育研究協議会の研修を実施しております。小笠原村教育委員会の職員とか、あるいは村立学校の教員の皆様は、オンラインで参加をされています。

両教育長は、この合同研修会の実施を受けまして、今後教員間の交流をさらに深め、子ども同士の交流に発展させることで合意をしたというところでございます。この合意を受けまして、千代田区教育委員会と小笠原村教育委員会で協定を締結するということを考えております。

項番3の主な連携協力内容でございます。三つ、記載してございます。

まず、（1）番、学校教育における授業改善に関すること。これは基本的な授業のやり方について情報共有をして、改善に向けていこうというものでございます。

（2）番、教員相互間の研修会の実施に関すること。こちらは、昨年度10月25日に行いました道徳教育研究協議会のような研修を、共同でやっていこうというものでございます。

（3）番、教職員及び児童・生徒の相互交流（オンラインでの交流を含む。）に関すること。これは、主に、教職員及び児童・生徒間の総合教育に係るものでございます。

なお、上記の（1）から（3）までに掲げるもののほか、双方が必要と認める事項につ

いて、協議の上、実施することを考えております。

項番4の締結予定日でございます。こちらは、本年8月24日（木）の午前11時から、教育長室で行うことを予定しております。この際には、小笠原村から教育長が来庁されます。

5番、今後のスケジュールでございます。7月26日に教育委員会がございますので、こちらの定例会で教育委員の皆様と協議をしていただき、翌月8月22日に教育委員会の定例会で教育委員の皆様と協議を賜り、8月24日に協定を締結するという運びを考えております。

教育委員会の議決を経まして、協定書の内容が決まりましたら、改めて報告をさせていただきますことを考えております。

報告は以上でございます。

○西岡委員長 はい。説明が終わりました。委員からの質疑を受けます。

○牛尾委員 こういう教育での連携協力をして相互間交流をするというのはいいことだと思いますが、まず10月25日の合同というのは、これは千代田区と小笠原村のみの合同なんですか。ほかの自治体もあったんですか。

○小玉子ども総務課長 昨年の10月25日に行った道徳教育研究協議会というのは、今おっしゃったとおり、千代田区と小笠原村の教育委員会の先生たちの合同で行ったものでございます。

○牛尾委員 この道徳研究協議会の研修が千代田区と小笠原村だけだったというのは、何かほかに理由があるんですか。それとも、二つの協議会で一緒にやろうとなった、何か特別に二つの教育委員会のみでやるという理由が何かあったと。

○西岡委員長 ここに至った経緯みたいなものを少しやっぱり説明してもらわないと、すごい、皆さん分からないと思うので、ちょっとそこは丁寧に説明していただいてもよろしいですか。

○小玉子ども総務課長 この研修に至る経緯につきましては、そもそも両教育長同士が同じ環境で仕事をしていた方同士だったということがあつたということが、まず一つあります。そういった両教育長の教育への思いというのもある程度一致されたものでございまして、それで昨年10月に合同で、まず道徳教育をやってみようというような話があつたということでございます。

その後、千代田区の区立学校から13名の先生方と、小笠原村の村立学校の教員13名、計26名の参加の下、この道徳教育の研究協議会を行ったというところでございます。

○西岡委員長 牛尾委員。

○牛尾委員 つまり、たまたま教育長同士が同じ環境で仕事をしていたと。同じ部署だったのか分かりませんが、で、教育に対する思い、お二方とも熱い思いを持って、一緒にやっついこうというふうになったというのはいいと思います。分かります。

ただ、何ていうかな、今後、学校間での交流も行っていくというわけでしょう。そうなつた場合、なぜ小笠原なのかという話も出てくると思うんですよ。なぜほかの自治体のね、小笠原だけじゃなくて、例えば東京の離島だったらほかのところもありますし、今、離島の教育をどうするかということで、オンラインを使った授業なんかをやっているところもありますし、そういった離島の子どもの教育を保障しようということで、そういった

離島との教育の問題をちょうどやっているというところもありますけど。東京でも、小笠原だけじゃなくて、ほかの離島もあるわけですよ、村もあるわけで、なぜ小笠原なのかということになった場合、たまたま教育長が2人、同じ環境で仕事をしていたということが理由になっちゃうと、それはどうなのというふうになると思うんですよね。もうちょっと、こう、小笠原と一緒に、何といひかな、協働していくという理由でというのがないと、いかなもんかなという。別に、相互交流することは別に悪いことじゃないですよ。

○西岡委員長 要は、あれですね、小笠原村であることの根拠は何かということですね。

○牛尾委員 そうそうそう。たまたま教育長が同じ環境で仕事をしていただけなのという話になっちゃうわけで、そこは、もうちょっと、深掘りといひいますかね、目的を……

○西岡委員長 はい。それについて。

子ども総務課長。

○小玉子ども総務課長 前段の説明が少し不足しておりました。申し訳ございません。

やはり千代田区と小笠原村というのは両極にあるかなと思っています。千代田区は、首都の、もう中心にあるまちです。また、小笠原というのは、かなり、千代田区からも1,000キロ離れた島嶼地域にあるというところですよ。そういった両極にある教育長同士が、何か一つ、同じ目的、教育目的に向かって何かやってみようというようなことが最初のきっかけになったというところで、道徳教育の研究協議会をまずはやってみようと、きっかけの一つにしてみようというところで、こちらのほうをやってみたというところがございます。

で、なぜ小笠原なのかというところでございますけれども、ご案内のとおり、小笠原諸島は、2011年でしたか、6月にユネスコの自然遺産に登録されております。これは、小笠原の豊かで独特な自然の価値が認められたものというふうに認識しております。小笠原には、そのような、都会にはない唯一無二の自然環境に加えまして、特有の伝統文化、また、あるいは硫黄島を代表するような太平洋戦争の戦跡があります。このような特徴を持つ小笠原諸島を学ぶ機会を持つということは、千代田、すなわち都会で生活する児童・生徒には大変有益なことと考えております。

協定の締結というのは、お互いの思いが一致しないと成り立たないものだと考えています。また、区を取り巻く学習環境、教育資源などを考えたときには、伝統文化であるとか、あるいは平和教育、環境教育、これが総合学習には必要だというふうに言われておりました。小笠原には伝統文化、それと先ほどお話しした平和教育、それから環境教育、これは世界自然遺産に登録されたような環境教育について学ぶことができますが、千代田区を考えたときには、伝統文化、これ、江戸の時代から脈々と引き継がれた文化というのがありますが、平和教育であるとか環境教育について考えたときには、これらの資源が不足しているというふうに考えております。

そういったところで、小笠原にはそれら全ての資源が整っているということがありますので、ぜひ、小笠原村の教育委員会と千代田区の教育委員会が協定を結ぶことによって、それらお互いに補完していくというような思いの下で、協定を結びたいというふうに考えております。

○牛尾委員 まさにそういったことも説明の中に入っていれば、あ、なるほどなというふうに思うんで。

でも、平和の問題については、千代田区だって平和史跡はいっぱいあるわけで、その平和の問題での交流というのは、本当にお互い、できると思うんでね。千代田区にも、ちゃんと平和史跡がありますんで。

で、その環境問題とかユネスコの自然遺産、これを千代田の子どもたちが学ぶと。千代田は、なかなか自然豊かなところというのも、まあ、北の丸とかあるけれども、こういった小笠原の大自然なんていうのを子どもたちが学ぶというのは、それを守っていこうというのはすばらしいことだと思うんで、交流を深めていただきたいんですけども。

今後、その締結をして、この交流というのは、将来に向けてずっと続けていくという構えでいくのか、その辺をお聞かせいただけますか。

○小玉子ども総務課長 今回の協定につきましては、将来に向けて持続可能な協定にしていこうというふうに考えております。これは、千代田区の教育委員会の職員が替わろうと、小笠原村の教育委員会の職員が替わろうと、変わらないという思いでお互いに協定書の締結、協定の内容について、今、検討をしているところでございます。

牛尾委員おっしゃるとおり、これは持続可能なもの、将来に向けて展開する可能性のあるものとして進めていきたいと考えております。

○牛尾委員 はい。

○西岡委員長 池田委員。

○池田委員 今、牛尾委員の質問に関連するんですけども、この10月25日の合同協議会というのはオンラインで参加されているようなんですが、向こうの小笠原村の教員数だったり学校数というのを、ちょっとご説明いただけますか。

○小玉子ども総務課長 小笠原村の教員数でございますが、小学校が28人、中学校が28人で、合計56名。それから、学校数は、小学校2校、これ、小笠原小学校と母島小学校。中学校も同じく2校で、小笠原中学校と母島中学校でございます。

○池田委員 「今後教員間の交流をさらに深め」という記載がありますけれども、この相互で交流をさらに深めるためには、もうオンラインというところではないとは思いますが、ほかにどんなお考えがあるんでしょうか。

○小玉子ども総務課長 おっしゃるとおり、まず一番身近にできるというもので考えますと、オンラインだと思えます。ただ、今後につきましては、双方、対面でのその研修を行うとか、行く行くは、そういったことも考えられるかなと思っています。

ただ、今のところはオンラインで、これから道徳教育だけではなくて、そのほかの教科についても、合同の研修会などをしていく、いける可能性もあるかなと思っていますので、将来的な可能性としては、対面の相互の研修というものはある、もちろんあるかなと思いますけれども、まずはオンラインでというようなことを考えています。

○池田委員 将来的にということをかかり強調されていますけれども、これ、まあ、教員間とはもかく、今度子ども同士の交流に発展させるというところで合意をしたということなんですが、ちなみにこの小笠原村に移動する手段というのはどの程度なのか、ご説明いただけますか。

○小玉子ども総務課長 現在、小笠原村への移動手段といいますのは、船便のみになっております。週1回の定期連絡船でございます。で、かかる時間は、大体、丸1日になります。24時間ぐらいです。今のところ、移動手段はこちらのみというような形です。

○池田委員 これから相互の教育委員会同士でいろいろ精査していただきたいと思いますが、けれども、週に1回しか船便がなく、で、丸1日かかる。そういうところと子どもたちの交流ということだと、オンラインというレベルではなく、やはり環境もすばらしいところを本当は体感してほしいんでしょうから、そのところだと、移動する手段も、今のところだと、かなり無理があるのかなというところを感じております。

否定することではありませんけれども、子どもたちに対して、しっかりと教育、環境教育だったり、そういう伝統文化の教育を学ばせるのであれば、さらに少し詰めていかなければいけないのかなと思いますが、まずはその締結をしてからだとしたことなのかもしれないんですけども、その辺りのお考えはいかがでしょうか。

○小玉子ども総務課長 池田委員ご指摘のとおりだと思っております。現在、先方の教育委員会事務局とお話している内容といたしましては、やはり環境教育をまず第一に置いていこうということでございます。

先ほどもお話しいたしましたけれども、小笠原は世界自然遺産に登録されております。また、そういう希少な環境から、宇宙工学であるとか自然保護関係の研究者であるとか、専門家が多く島に滞在しております。で、先ほど申し上げた総合学習の時間で、もう既に小笠原の子どもたちは、そういった専門家であるとか研究者の、日本を代表するようなその方々の講演など、授業とかそういった講演などの支援をもう既に受けられているということです。千代田の子どもたちも、そういった授業とか講演をオンラインで結ぶことで、総合学習の共同実施というのを行うことも、まず可能になるかなというふうに考えているところでございます。そういった専門家の先生方のお話を聞くということだけでも、千代田区の子供たちには大変貴重な体験ではないかと考えております。そういったところから、まず始めていこうというふうに考えています。

○池田委員 はい。

○西岡委員長 えごし委員。

○えごし委員 今後、持続可能にしていきたいということで、有効期間は多分ないという話なんですけれども、実際、この今、東京都の中で、例えばほかの区でこういう離島と連携をしているところというのはあるんでしょうか。

○小玉子ども総務課長 恐れ入ります、離島同士で協定を結んでいるというのは聞いたことがあるんですが、申し訳ありません。東京都の中でほかの離島と協定を結んでいるというのが、すみません、ちょっと調査不足でございまして、そこまでは調べておりませんでしたので、調べまして、また後ほど報告をさせていただきたいと思います。

○西岡委員長 後ほど報告でもいいんですけど、小笠原村との連携をしているところは、23区内で今のところないというところではよろしいんですね。

○小玉子ども総務課長 はい。小笠原村と連携している、あ、協定を結んでいる自治体は、今のところございません。ただ、姉妹都市といたしまして、八丈町と南アルプス市との姉妹都市提携は結んでいるという話を聞いております。

○えごし委員 もし、ほかのところであれば、そういうところも参考に、いろいろできることがあるのかなというふうに思ったのと、もしないのであれば、まさしくこの離島との連携をしているところのモデルというか、先進的なところになるということなので、しっかりといろいろな内容も詰めていただければと思います。

それで、さっき持続可能にしていきたいというところで、有効期間もないということですけれども、例えば何年かというのに区切って、その内容を精査したりとか、そういうことはしっかりとしていただきたいなというふうに思います。

また、内容は多分これから詰めていって、さっきは環境教育とかという話もされていたんですけど、離島と聞いたときに、結構、離島留学とか、例えばこの不登校の児童の方が、今こういう離島、前、テレビドラマとかでもあったんですけど、五島のほうだったかな。うん、長崎のほうだったかな、何かこう、不登校の方がそういう離島のほうに行って、いろいろその地域で過ごすことによって、だんだん、地域の学校へ行けるようになって、で、回復して、また戻ってくるという、そういう事例もあって受け入れている離島とかもあるようなので、もし今後そういう形で小笠原に行けるようなこともあれば、何かすばらしいなと。

私も小笠原へ行ったことがあるんですけど、本当にすばらしいところで、子どもにとってもすごい学びの場所にもなると思いますし、そういう意識が変革する場所にもなるというふうにも思うので、もし今後そういう検討をすることがあれば、離島留学とか、そういうのも検討していただければと思いますが、いかがでしょうか。

○小玉子ども総務課長 若干説明が不足しております、申し訳ございません。協定の件につきましては、1年ごとに見直していくというような内容にしていこうかというふうに、先方と、今お話をしております。それによって持続可能な協定にしていこうというところでございます。

それから、離島留学のお話がありました。私も、実は、そういうサードプレイスというか、そういったものがあったらいいのかなというふうに考えております。こちらにつきましては、先方の受入れ態勢の都合もあることかと思しますので、そちらにつきましても、可能性としては含みおきながらお話を進めていきたいというふうに考えております。

○西岡委員長 はまもり委員。

○はまもり委員 今のご説明でよく分かったんですけども、かなり最近、自治体同士の連携協定とか自治体と企業との連携協定って、増えていると思うんですね。すごく難しいなと思うのが、連携していくこと自体は私もすごくプラスであることが多いと思うんですが、その連携協定を結ぶことがやっぱり目的になってしまったりとか、それを続けることが目的になってしまうと、そこがすごくもったいないなというふうに思っています。

で、ちょっと質問なんですけれども、この連携協定を結ぶに当たっては、今、この3に書いてある、(1)、(2)、(3)とありますけれども、もう少し詳しく具体的な内容が書かれるということと、また、それに対して大きなスケジュール、マイルストーンみたいなものも書かれるということで認識は合っていますでしょうか。

○小玉子ども総務課長 今回結ぼうと思っております協定書の中には、これはあくまでも基本協定のようなもので、それ以上詳しいことというのは、具体的なスケジュールであるとか、そういったものを入れる予定は、今のところございませんで、具体的な話が、事業内容とかが進んでいく、先方と進んでいくような段階になりましたら、また具体的に、それとは別のもの、これは基本協定ですので、それとはまた別の話合いに基づく、そういうスケジュールリングといいますか、そういったものを作っていこうというふうなことで考えております。

○はまもり委員 はい。ありがとうございます。結構、やっぱり連携協定をやっているところは、今ご答弁いただいたように、大枠を決めて、で、その後に個別に話し合って中身を決めていくといったフローが多いというふうには私も認識しているんですけども、意外と、そこを詰めていくのが大変だということがあって、何とかこの連携協定をいいものにするためにそこを考えていくといったところがそもそも逆なんじゃないかと。何かお互いにメリットがある、お互いによくできるために、実現の手段として連携協定があるとは思いますが、今回、教育長同士が知り合いだったという、それも一つの偶然のきっかけとして貴重なことだと思うんですけども、まず最初に、何が本当に課題としてあったのか。伝統教育とか環境教育というのであれば、もう少し具体的にお互いのイメージを持っていてもいいのかなというふうには感じます。

今後の連携協定のところなんですけれども、教育に関してそんなに多くはないかもしれないんですが、ある程度、どういうふうに候補を考えていくのかとかどういうふうな選定基準を持っていくのかみたいなものは、今後考えていくことはありますか。

○小玉子ども総務課長 実現の手段としては、お互いに具体的にイメージを持つことだというご意見、ありがとうございます。おっしゃるとおりだと思います。

で、選定基準というのは、協定の相手ということですか。

○はまもり委員 そうです。

○小玉子ども総務課長 それにつきましては、やはり相互にプラスになるということが多分前提だと思いますので、お互いが合意して進めていくということがあると思いますので、まず、それがあつと。で、あとは、特に選定基準というのは今のところ考えておりませんが、教育委員会事務局としては、今回、その小笠原村の教育委員会事務局と結ぶというのは、まず一つのきっかけ、一番最初、第1号なんですね。ですので、そういったところから始めて、今後どういうふうに進めていくかというのを考えていきたいというふうに考えております。

○はまもり委員 はい、分かりました。最初のことなので、やってみるというのも非常によいステップなのかなというふうに思います。

で、いろいろとこの教育事業、いろいろと考えられている中で、全体として、この連携協定をどうやって位置づけていくのか、どういったところが足りないから、どういったところが課題だから、連携協定で補っていくみたいなことが、もう少しほかの事業と併せて見えるように考えていただけたらなというふうに思いますが、よろしく願います。

○小玉子ども総務課長 はい。ありがとうございます。現在、小学校4年生の段階では、島嶼教育というのをもう展開しております。今回の協定で、それを実際に体験できる、体感できるというようなことがプラスに働くかなというふうに考えております。今後、引き続き、こういった小笠原村との連携を図りながら、様々子どもたちの成長に、心身の成長に資するような取組をしてまいりたいと考えております。

○はまもり委員 はい。よろしく願います。

○西岡委員長 もう、大丈夫かな。

これ、先方の立場から見たときに、千代田区であることの必然性というのはどこなんですか。

○小玉子ども総務課長 千代田区である——千代田区は、すなわち、もう、先ほども申し上げましたけれども、伝統文化というものが非常に貴重なものであります。お祭りであるとか、あるいはこの、区の指定無形文化財で江戸手描提灯などもございます。あるいは常盤橋の門跡といったものもあります。そういった、都会にありながら、そういった歴史遺産が豊富に残っているというような、そういうようなことがまず一つあるということと、あとは、島嶼地域の先生方にとっては、都会で教鞭を執られる先生方と合同の研修を行うということで、島嶼部においては、研修機会の創出というような観点で考えると、なかなかそういう外部との研修というのはいないようなんです。そういったところで、千代田区と交流して研修していくということは非常に有意義なものなんだということを、先方の教育長からはお話を聞いております。

○西岡委員長 今おっしゃったことは、何か23区内で、ほかの区でもあり得るようなことじゃないかなとは思っていたんですけども。特に、港区さんから、これ、竹芝栈橋から多分出発、船便が出ると思うんですね。なので、港区さんを飛び越して千代田区であるためのこの意義というのも、まあ、ちょっと分かりにくいと思うんですけども、ちょっと、これはまた改めて、今後どうなっていくのかというのは、皆さん疑問をちょっと抱えながらになっているので。例えば週1しか帰ってこれないということは、じゃあ臨時便を今後出していくのかとか、いろんな交渉が船会社とも出てくると思うんですけど、様々な課題はあると思いますので、引き続きちょっとこちらのほうにもぜひ出していただけたらと思いますので、よろしくお願いします。

ほかに質問ありますか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 はい。それでは、（1）千代田区教育委員会と小笠原村教育委員会との学校教育に係る連携協力に関する協定書の締結について、質疑を終了いたします。

次に、（2）お茶の水小学校・幼稚園の施設整備について、理事者からの説明を求めます。

○赤海子ども施設課長 恐れ入ります。それでは、お茶の水小学校・幼稚園の施設整備につきまして、教育委員会資料2に基づきご報告させていただきます。

お茶の水小学校・幼稚園の施設整備につきましては、竣工予定が12月ということで、残すところ、5か月余りとなっております。竣工後は、供用開始に向けまして、初度調弁による什器類の搬入ですとか物品の移転（引越し）といったような様々な事柄が控えてございます。こうしたことを鑑みまして、教育委員会事務局と小学校と相互で調整・確認した結果といたしまして、竣工後の対応、予定等についてご報告さしあげるものでございます。

項番1、新校舎の所在地でございますが、千代田区神田猿樂町一丁目1番1号です。

項番2、新校舎での教育活動の開始時期についてでございますが、令和6年4月1日、新学年・新学期からといたします。令和5年度中といたしまして、3学期の修了式及び終業・卒業式は現在の校舎で実施しまして、令和6年度の1学期の始業式及び入学式、4月8日でございますが、こちらは新校舎で実施いたします。

項番3の竣工後から令和5年度中についてでございます。まず、（1）の児童・園児についてですが、現在の校舎・園舎での教育課程を行いつつ、全学年において、新校舎での

体験学習ですとか、見学の機会を設ける予定でございます。

（２）番、教職員の皆さんについてですが、やはり同じように、現校舎・園舎での教育活動を継続していただきつつ、新校舎・園舎への引越物品の荷造り等の作業をしていただきたいと思っております。私ども教育委員会といたしましては、初度調弁の物品搬入ですとか、小学校、幼稚園の引越作業の支援などをしてまいりたいと考えてございます。

項番４、その他といたしまして、新校舎への移転（引越し）作業につきましては、主に春休み期間を予定してございます。また、関係団体、地域関係者等をご招待しての落成式や、区民の皆様を対象とした内覧会の実施を予定し、現在、調整を進めているところでございます。

今後、小学校、幼稚園、教育委員会事務局、連携を密に図りながら、移転等の準備を進めてまいりたいと考えてございます。なお、新校舎・園舎での活動開始が新年度、新学期からとなることと、今回、今ご報告さしあげました内容等につきまして、夏休みに入る前、前後してしまっておりますが、7月19日に小学校、幼稚園を通じまして、保護者の皆様にご案内をさせていただいたところでございます。

ご説明は以上でございます。

○西岡委員長 説明が終わりました。

委員からの質疑を受けます。

○池田委員 今、説明いただきました。当初、12月には新校舎でという話だったんですが、今の説明だと、今在学の児童・園児については、体験学習や見学の機会のみということではよろしいんでしょうか。

○赤海子ども施設課長 令和5年度中という言い方をさせていただければ、ご指摘のとおり、体験学習ですとか見学会ということで対応してまいりたいと考えてございます。

○池田委員 隣の錦華公園も絡んでいることだと思うんですけども、もう少し、何だろうな、気持ち的には、待ちに待っていた新校舎・園舎になるので、今の在園児童にももう少し思い出があるといいなというのを感じたんですけども、いかがでしょうかね。

○赤海子ども施設課長 実際、ご指摘いただきましたように、12月中には竣工というふうにさせていただいておりますが、ご説明の中で触れましたように、初度調弁といいまして、かなり什器類、大量のものを搬入いたします。その搬入だけではなくて、その後に、いわゆる化学物質の関係の検査をしていくというような予定がございまして、そういったことに多少お時間を頂くということがございます。一方で、今、学校サイドと、ご指摘を今も頂いております体験学習ですとか、見学会については、フレームとして、そういったことで、一つの学年で、大体、2回から3回程度、連れて行ってあげられるといいなというところで、話し合いを進めているところでございまして、今後、もう少し機会などについては、やはり、学校と相談をしながら検討してまいりたいと思っております。

○西岡委員長 牛尾委員。

○牛尾委員 いよいよお茶の水小学校も新しい校舎が出来上がるということでしたけれども、これ、当初の予定よりどれくらい遅れましたか。

○赤海子ども施設課長 当初の予定からですと……

○西岡委員長 担当部長。

○大森教育担当部長 当初は5月末竣工予定だったと思います。ですんで、半年ちょっと

遅れているというところでございます。

○牛尾委員 まあ、文化財が出てきてその調査が必要だったとか、あとは図面にはない基礎が出てきてその工事が必要だったとか、様々な理由で延び延びになって、ようやく出来上がったということで、今の仮校舎の子どもたちも新しいところで学び、卒業できるのかなと思ったら、取りあえず区切りはいいんで、新年度からという点ではね。で、今の校舎で学んでいる子どもたちも、今の校舎にもしかしたら愛着を持って、そこで卒業というふうなことも、という考えもあるかもしれませんけれども。例えば、7月19日、保護者の皆さんにご案内したといいますけど、保護者の方々からは、何か新しい校舎でとか、そういった要望とか、ご意見とかはなかったんですか。

○赤海子ども施設課長 現時点までのところで、学校を通じて、または直接なんですけれども、保護者の方々からそういったようなご意見などはまだ頂いていないという状況でございます。

○牛尾委員 これ、19日のご案内というのは、これは集まっていたのの説明ですか、それとも、紙面上、書類でのご案内なんですか。どうですか。

○赤海子ども施設課長 今、学校や幼稚園に関しては、「すぐーる」という配信するシステムというんでしょうか、がございまして、どちらかという、通知、ご案内文というものをPDF化したようなものでお送りさしあげているというようなところですよ。

○牛尾委員 多分いろいろな思いを持つ保護者の方もいらっしゃると思うんで、「すぐーる」でのご案内というのは便利でいいんですけども、全員に行きますから。あとは、いろんなご意見を聞く場というのはあってもいいのかなと思います。

体験学習ということですけども、大体、どんなことをイメージされていますか。

○赤海子ども施設課長 恐れ入ります。まだこういったことで、新しい学校、園舎を見せてあげたいなということでのやり取りしておりますので、詳細については、まだ実は始まっていないというような状況でございます。

○牛尾委員 確実に言うということでは言うわけですね。

○赤海子ども施設課長 学校長、園長のお気持ちとして、見せてあげたいということで承っておりますので、事務局としても、極力見せてあげたい、触れさせてあげたいという思いでおりますので、できる限り実行してまいりたいと考えております。

○牛尾委員 5年生から1年生の子どもたちは、新年度、新しい校舎で学ぶことができますんでいいとして、今の6年生の卒業する子どもたちはほんと新しい校舎を待ちに待っていたけれども、そこで学ぶ機会というのがなかなか卒業してしまうという点では、ちょっと寂しいかなという思いもあるんで、体験学習と言うならば、上から下まで見学しておしまいじゃなくて、例えば校庭を使って、体育の授業を1時間だけやったりとか、何かそういうような新しい校舎での授業体験といいますかね、そういったのもちょっと考えていただければと思いますけれども、いかがですか。

○赤海子ども施設課長 今頂きましたご意見を基に、学校それから指導課も含めて、相談させていただきながら取り組んでまいりたいと思っております。

○牛尾委員 はい。

○西岡委員長 ほかにございせんか。

よろしいですか、ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 はい。それでは、（２）お茶の水小学校・幼稚園の施設整備について、質疑を終了いたします。

ここで、一旦、休憩させていただきます。

午後２時５６分休憩

午後３時０２分再開

○西岡委員長 はい。それでは、委員会を再開いたします。

次に、（３）千代田区立九段中等教育学校入学者決定要件における男女別定員について、理事者からの説明を求めます。

○大塚学務課長 それでは、私から千代田区立九段中等教育学校入学者決定要件における男女別定員について、教育委員会資料３に基づきご報告させていただきます。

千代田区立九段中等教育学校入学者決定要件における男女別定員を撤廃し、令和６年度入学者より適用するものといたしました。

項番１、経緯といたしまして、これまで、九段中等教育学校の入学者決定については、都立中等教育学校の入学者決定要項に準ずる形で、男女別定員を定めておりました。しかし、ジェンダー平等意識の社会的な高まりを受け、九段中等教育学校における入学者決定要件について、主体的に見直す必要があると考え、令和５年度より、千代田区立九段中等教育学校入学等あり方検討会を設置し、入学者決定要件についての検討を行い、教育委員会での協議、議決を経て、今後の方針として決定したものでございます。

項番２、今後のスケジュールでございますが、令和５年の７月から１２月、この期間で区のホームページ、また九段中等教育学校のホームページにもリンクづけて、そして、区広報千代田、それから、九段中等教育学校の学校説明会等により、この方針の周知を幅広く実施してまいります。本年９月には入学者決定に関する実施要綱を策定し、こちら公表してまいります。そして、年改めまして、令和６年１月に入学選抜の出願受付を開始し、２月に適性検査を実施の上、令和６年度の入学者を決定する。こういったスケジュールとなっております。

項番３、過去の受検状況でございます。令和２年度から直近の令和５年度までの募集人員、受検者数、受検倍率、こういったものを参考に掲載させていただいております。

ご報告は以上です。よろしく願いいたします。

○西岡委員長 説明が終わりました。委員からの質疑を受けます。

○白川委員 平等という考え方には、ざっくり言うと、二つあります。それは、一つは機会の公平さ、平等ですね。自由競争にして、とにかくもう、誰が参加しても点数の高いほうが合格できる。もう一つは、そこで何かしらの、何というんですかね、不均衡が起こった場合に、それをそろえるために、少し、こう、ある人たちを有利にするという、そういう平等の仕方ですね。ジェンダー平等というときは、普通は後者を指します。今回は、男女、言わば平等の人数だったものを自由競争にするということで、ジェンダー平等の考え方とは実は相入れないような気がするので、そこで、もし議論で、ここでジェンダー平等というレトリックが使われてあるのであれば、どういう根拠なのかというのを教えてください。

○大塚学務課長 検討会の中では、ジェンダー平等ということは、男女という枠に捉われ

ずに、生徒の持つそれぞれの特性に応じた教育を九段中等教育学校では今後行っていくべきであろうと、そういった中で、まず、入学者を決定する受検、適性検査においても、そういった男女の枠に捉われずに、男女合同選抜という方法、手段によって、入学者を決定するべきであろうという意見、こういったものが検討会の中では大勢の意見となったという経緯がございます。

○白川委員 その辺は、感じとしては、よく分かります。今後、男女比が著しく不均衡になった場合というのは、もうそれは許容するという前提でよろしいでしょうか。

○大塚学務課長 そこも、検討会、教育委員会の中でも少し議論になったところでございますが、男女比に隔たりが生じるということは、ある程度想定されるだろうというふうに教育委員会としても考えております。そうしますと、課題となりますのは、ハード的な問題、設備等ですね。例えば更衣室ですとか、一例を挙げますと、トイレの問題、それから、教育カリキュラムの問題です。顕著なのは、保健体育のカリキュラムですとか、学校行事、イベント等で、そういった男女比の隔たりが出た場合の対応、こういったことには、短期的、中期的、長期的な視点それぞれから課題検討をしていかなければいけないというふうに認識しているところでございます。

あ、それで、極端に男女比に隔たりができるところまでは、まだ想定はできておりません。ただ、いずれにしても、同数ということのほうが逆に考えにくいので、そこは隔たりが出るところは十分に課題検討していかなきゃいけないという話にはなっております。

○白川委員 やっぱり男女比があまりに極端に差が出た場合は、これも調整するという話になると思うので、それは再調整するという可能性があるのであれば、私はある程度許容していいのかなというふうには思います。過去に、ちょっとどこの例か忘れちゃったけども、ある地方の高校で、あまりに女性ばかりが集まって、結局女子校のようになってしまった高校、いまだに共学らしいんですが、女子校のようになってしまった高校というの、どこかの地方であったと聞きます。そうすると、どこかで、普通のペーパー試験で、男女構わずとやっていると、女性のほうが有利とか、もしかしたら、そういうのがあるかもしれないので、今後、自由競争にすることに関して、別に悪いことではないので、いいとは思いますが、ただ、これにこだわる必要はないのかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○大塚学務課長 ただいまの白川委員のご指摘も踏まえまして――まあ、やっと方針が決まりました。これから、入学者決定に関する実施要綱を策定し、6年度から男女枠を撤廃した入学者選抜をやってまいります。当然、今後、毎年、入学者決定の傾向の分析等を行って、その評価も加えて、実際の学校運営における影響等もしっかりと勘案しながら、やっていきたいと思っております。ですから、全く永遠にこの形を取るのかと云ったら、そこは、教育委員会としても推移を見守りつつ、学校現場と連携して対応していきたいと考えております。よろしく申し上げます。

○西岡委員長 ほかにございますか。

○はまもり委員 過去の入試のところで、男女比がもしもその定員を設けなかった場合にはどれぐらいの割合だったかというのは出されていますでしょうか。

○大塚学務課長 いわゆる、それは入学者、過去で仮に男女別定員を設けなかったら、合格者というか、入学決定でどういった割合になるか。

○はまもり委員 そうですね。

○大塚学務課長 おおむねでございますが、推定いたしますと、男性4、女性6程度かなというふうに認識しております。

○はまもり委員 分かりました。ありがとうございます。

あと、念のため確認なんですけれども、令和6年度の入学者決定から対応ということなんですけれども、今、小学6年生の児童から対象ということで合っていますか。

○大塚学務課長 ご指摘のとおりでございます。

○はまもり委員 今、質問させていただいたのが、人づてなので、ちょっと正確性をできれば確認していただきたいんですけれども、7月8日に九段中等の学校説明会があったときに、校長先生がオンラインなのか、動画なのかの説明で、40人、40人の定員というふうなお話をされたというようなことが、保護者の方がそういうふうに受け取ったというのがあって、それがどういう説明で受け取ったのかというのが詳細が分かっていないんですけれども、その説明であったりとか、またホームページも、令和6年度の入学者決定（受検）とかと書いてあるんですけれども、ちょっと、この辺も、令和6年度の入学者というふうに受け取った人もいるようで、その辺が少し丁寧に書いていただけたらなと思っの質問なんですけれども、現状、いかがでしょうか。

○大塚学務課長 ただいまご質問、ご指摘の、7月8日に行われました学校説明会、私も校長先生がどんなお話しをしたかというのは情報共有しております。で、令和5年度入学者、いわゆる今年4月に入学した例の話は校長先生がしております。そこは区分A、区分Bとも男女定員40名、40名、80名、80名、全体で160名の募集ということで、入学選抜を行ったというご説明はしたということで。で、令和6年度の入学者選抜については、9月に入学者決定に関する実施要綱というものを策定して公表する。10月から入学案内等を公表して配付していくと。そういったご説明をしたというふうに伺っております。

また、ホームページ等、分かりにくいというご指摘については再点検してご覧になった方が分かりやすい視点から少し見直していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○はまもり委員 よろしくお願いたします。

○西岡委員長 牛尾委員。

○牛尾委員 お分かりになればいいんですけれど、今の6年生の児童、小学校の児童の男女比というのは、どれぐらいか分かりますか。

大体でいいです。大体、大体。

○大塚学務課長 男女比ですよ。6年生。

○牛尾委員 うん。6年生。

○大塚学務課長 すみません。

○西岡委員長 後にしますか。

○大塚学務課長 後で確認を取って、ちょっと、今、出てきません。

○西岡委員長 分かりました。

○大塚学務課長 申し訳ございません。

○西岡委員長 その数字があった前提……

○牛尾委員 もしあれば……

○西岡委員長 それによって、男女比で……

○牛尾委員 だから、大体、6：4になるだろうと感じるから、今の6年生が6：4だったら、何とかな、そんなに別に偏っているというわけじゃないのかなというふうなことを思ったんで、大体、今、6年生がどれぐらいなのかなと思った。それは分かってからでいいです。

じゃあ、もう一つ。

○西岡委員長 牛尾委員。

○牛尾委員 例えば、女子生徒のほうが増えますよとなった場合、当然、男の子のお母さん、おうちの方から、どうなんだろうという声も出てくると思うんですけど、その際、例えば、今の80、80という枠を、定員を増やしていくというような検討は可能なのかどうか、そこはいかがですか。

○大塚学務課長 今回のこの入学者決定要件の見直しの検討の中では、現在の定員160名というものについて、すぐに拡充するということは考えておりません。ハード的な、施設の、設備的な面もございますので、当面の間はこの定員でいくという形になります。

○牛尾委員 分かりました。いいです。

○西岡委員長 はい。副委員長。

○おのでら副委員長 受検倍率のところを見ると、特に、区分Bのところ、都民枠のところ、特に女性の割合が高いと。こういったところが4対6、男女比で4対6になるんじゃないかと、利いているんじゃないかなと私は思っているんですけど、この区分Bで、女性の割合が高い理由というのはどのように分析されているんでしょうか。

○大塚学務課長 ただいまのご指摘のように、やはり過去のこの応募状況、受検状況を見ますと、都民枠であります区分Bの女性の受検者数が多いというのが顕著でございます。こちらは、教育委員会としても、少なからず、この男女枠を撤廃した入試を実施した場合に、影響するということは考えております。従前からのこの区分Bについては、女子の受検者数が多いんですけども、やはりいろいろと学校のほうとも情報交換しておりますが、この立地ですね、千代田の中等教育学校がある九段上の靖国神社に隣接しているという、そういった意味では自然環境もいい、それから治安もいいと、そういったところが、これは女性に限らないとは思んですけども。それから、すぐ裏に私立の女子校があったり、そういった、いわゆる九段のほうは、私立も含めた昔から文教地区などと言われているような環境が女子に人気、特に都民枠というところの受検者に人気があるところなのかなというふうに分析しております。

○おのでら副委員長 あと、区分B全体で見ますと、この令和2年度から令和5年度まで、徐々に倍率が下がっているんですけども、こちらについては、どのように見ていらっしゃいますか。

○大塚学務課長 こちらにつきましては、ご指摘のとおり、少しずつ倍率が下がっております。九段中等教育学校も特色ある教育を掲げて取り組んではいるんですけども、都立の中等教育学校も10校余りあります。そして、私立の学校も、中高一貫教育ということで、年々、そういった学校、教育形態の学校が増えているということも、一つ倍率が下がっている要因なのかなというふうに考えております。

○おのぞら副委員長 今回、男女別の定員を撤廃するという事で、区分Bの倍率が下がっているということも踏まえて、区分A、区分Bの定員、80名ずつというのを少し柔軟に、これを機会に、例えば、区分Aをもう少し増やすですとか、80でフィックスしないで、もう少しバッファを持たせるとか、プラス・マイナスでやるとか、そういったお考えというのはないでしょうか。

○大塚学務課長 そちらにつきましては、今後この男女枠を撤廃していった中で男女比の隔たりがどうなっていくか、それから教育環境面、カリキュラムを進めていく上での問題、そして、全体の定員の問題については、全く検討の余地がないわけではなくて、そういった推移を見ながら、今後、検討課題としては俎上に上がる可能性はあるものだと認識しております。

○西岡委員長 はい。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 はい。それでは、（3）千代田区立九段中等教育学校入学者決定要件における男女別定員について、質疑を終了いたします。

以上で、子ども部の報告を終わり、保健福祉部の報告に入ります。

保健福祉部（1）地域福祉交通「風ぐるま」次期運行協定の概要について、理事者からの説明を求めます。

○佐藤福祉総務課長 それでは、保健福祉部資料1に基づきまして、地域福祉交通「風ぐるま」次期運行協定の概要についてご説明申し上げます。

地域福祉交通「風ぐるま」は、日立自動車交通株式会社が区との運行協定に基づいて運行しております。現在の協定は令和6年3月31日で満了するため、令和2年度から3年度にかけて、調査検討を実施の上、見直し作業を進めてまいりました。その上で、昨年、令和4年7月25日の保健福祉委員会において、「風ぐるま」運行の見直しの方向性についてご報告したところでございます。

その際の方向性は、項番1、「風ぐるま」運行見直しの方向性にございますとおり、（1）乗り継ぎの利便性向上や普及啓発などの利用促進策の検討、（2）一部時間帯の増便、隣接区との停留所の共用など、運行ルートやダイヤのマイナーチェンジ、（3）オンデマンド交通などの新たな移動サービスの二次交通としての導入の検討の3点をお示したところでございます。

しかしながら、この間、運転手の人員確保が運輸・輸送業界全体で困難化するとともに、運転士の労働環境への配慮が法的に求められる状況となり、朝夕の増便に要するドライバーの確保の困難さ、それに伴う人件費の増大が見込まれることから、昨年度ご報告した見直しの方向性のうち、乗り継ぎの利便性の向上、隣接区との停留所の共有に加え、利用者からかねてより要望を受けておりました障害者よろず総合相談MOFCAや神田錦町方面へのアクセス、短時間ルートなどの課題に対し、新ルートを設定することにより、対応することといたしました。昨年度ご報告した内容とは一部方向性が異なりますため、新ルートにつきましては、実証運行とし、利用状況や費用対効果、今後の環境変化を見定めてまいりたいと考えております。

以上の事業環境の変化を踏まえ、改めて、次期運行協定の概要について、項番3に整理しましたので、ご覧ください。

次期運行協定の概要は、（１）地域福祉交通として、現行ルートは維持する。（２）既存ルートを補完する新ルートを試験的に運行する。（３）新ルートを中央区に延伸し、新日本橋駅、日本橋三越周辺のバス停を共用する。（４）脱炭素化に対応するため、現車両の更新に当たって、電気自動車を導入する。一斉に車両を入れ替えることは、調達面で困難なため、当面、２台の調達を目指します。（５）臨時便（直行便）を柔軟に運行し、福祉施設等の利用者のみならず、イベント参加者の利便性を高めるの五つでございます。

裏面をご覧ください。項番の４に、今後の見直し作業のスケジュールをまとめております。

現在お示したルート案、参考資料として机上にルートマップをお配りしておりますが、お示したルート案の実証実験の内容について、関係機関との協議を今後進めてまいりますとともに、車両調達時期の決定に向けた調整を進めているところでございます。今後は、関係各機関、会議体への説明をいたしまして、ルート変更案の決定、予算要求を行い、第３四半期をめどに、関東運輸局への申請・検査、第４四半期に停留所設置準備、ルートマップ等の作成、広く区民の皆様に対する周知、沿線施設等への周知などを行い、令和６年度の第１四半期に実証運行を開始してまいりたいと考えております。

ご説明は以上でございます。

○西岡委員長 はい。説明が終わりました。

こちらの資料のうち、右上に参考資料とある運行ルートマップは、委員限りといたします。あくまで、まだ運行ルート案ですので、ご注意ください。

それでは、委員からの質疑を受けます。

○富山委員 ご説明ありがとうございます。

幾つかお伺いしたいんですけども、まず、令和２年度から３年度にかけて検討を重ねられたということですが、今現在のご意見は募集されたんでしょうか。ここ数年でかなり生活状況などが多く変わった数年でもありますので、今現在のご意見を集約された上でのルート変更や何かをされたのか。そして、新ルートでは、新日本橋駅や日本橋三越駅へのバス停となっておりますが、風ぐるまは福祉バスのはずなので、そこにバス停を設置した福祉的な理由はございますでしょうか。そして、あと、せっかく風ぐるまというのは、１時間以内なら１００円でという乗り継ぎ割引も行ってございますので、そういった点で、現行のルートで乗り継ぎを行う際の分かりやすいアプリなどの方法は検討されていますでしょうか。そして、臨時便を柔軟に運行しておっしゃっていましたが、臨時便というのは、どういうものを想定されているのか、教えてください。

よろしく申し上げます。

○佐藤福祉総務課長 ４点、ご質問いただいたかと思えます。

まず第１点目、現在の利用者の方のご意見についてでございますが、そもそも令和２年度から３年度までの調査検討のまとめ、アンケートですとかヒアリングさせていただいたその結果に対する区としての方向性もお示していないというところで、新たなアンケート等は実施していない状況でございます。

２点目の中央区に延伸するということが、福祉的にどのような目的があるかということですが、高齢者の外出ですとか生活支援といった意味で、日本橋三越でのお買い物を希望される高齢者の方というのは、過去の地域のお買い物の状況からかなり多数の声を

頂いているところではございましたので、また、前期の委員会でも、過去に、他区との連携ということについては進めるようにという方針がございましたので、今回、中央区との話がまとまったというところではございます。

それから、3点目、アプリの活用でございますが、今、バスロケーションシステムという、どこを風ぐるまが走っているかということは、そのシステムで分かるようになってい るんですが、今後、グーグルマップで、情報をマップのほうに反映できるような仕組みも今できているようなので、そういったものが活用できるかどうか、事業者と検討しているところではございます。

最後に、臨時便の運用でございますが、臨時便は個別にイベントがあるときですとか、例えば、今、要望の中で多いのは、かがやきプラザで夜6時まで講座に参加すると最終便に乗れないですとか、そういったご要望があるので、ほかにも、日比谷のほうに、例えば、図書文化館でイベントがあるときに、日数は限定されることと思いますが臨時便を出したりとか、何かの要望に応じて、区の予算で補足的な運行ができるよう配慮するという ことを考えております。

以上でございます。

○富山委員 ご説明ありがとうございました。

それで、私自身利用しておりまして、数あるルートのうち、一つのルートがかなり混んでいたり、かなり特定の時間に乗客が集中していたりということがございますので、そういった乗車数の把握などを行っておりますでしょうか。

○西岡委員長 その混む時間に応じたの台数を増やすとか、そういう工夫という意味ですかね。

○富山委員 そうです。

○佐藤福祉総務課長 現在、風ぐるままで利用している車両が1ドアタイプであったので、これまでのシステムですと、2ドアタイプのものでしたら、どこで乗って、どこで降りるというような乗降の把握ができるということだったんですが、現在はA1等の活用も進んでおりまして、乗降者のカウントができるようなシステムの装備も可能という回答を事業者から得ておりますので、次期の協定におきましては、そういったシステムの搭載は、進める予定でございます。

○富山委員 ありがとうございます。

A1などを活用した場合、カメラなどで人数を把握されると思うんですが、それだけだと、千代田区民の風ぐるまのパスポートをお持ちの方などの人数の把握などができないと思いますので、そういった点も検討していただきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○佐藤福祉総務課長 現状で申しますと、風ぐるまをご利用されているのは、ほとんどがパスをお持ちの方で、料金を、日々、事業者のほうで回収する際には、あまり現金での収入はないというふうに聞いております。そういったPASMOの利用ですとか、現金の利用ですとか、パスの利用という点では、こういった計測ができるかということは、今後、研究してまいりたいと考えております。

○富山委員 私自身、利用していて、PASMOやSuicaで乗車される方はかなり多いと思いますし、例えばベビーカーをお持ちの方だったりすると、その方々はパスポート

を発行、福祉としては発行されないの、そういった方の乗車数などを調べる必要があると思うんですけども、いかがでしょうか。

○佐藤福祉総務課長 乗降者の把握を器械でカウントできる以上にするというところで、安全運行のために、ドライバーには負担をかけないように実施する必要がございますので、どのような方法が考えられるかは、事業者と協議をしてみたいと考えております。

○富山委員 お願いします。

○西岡委員長 えごし委員。

○えごし委員 運行の部分とはちょっとまたあれなんですけど、まあ、運行の部分なんです。風ぐるまを利用されている方から最近よく聞くのが停留所なんですけれども、この停留所にできれば屋根をつけてほしいというお声も伺ってしまして、最近のこの暑い状況でありますとか、また、雨で待たれているときとか、やっぱり時間も風ぐるまって結構そんなに本数が多いわけじゃないので、そこで待たれる方も多いということで、そういう声もよくお聞きするんですけども、そういうことに関してはいかがでしょうか。

○佐藤福祉総務課長 風ぐるまのベンチや屋根につきましては、これまでも度々ご要望を頂戴しているところでございます。屋根につきましては、昨今、広告収入で区の負担なしに設置できるシステムも提案を受けておりますので、道路の歩道ですとか、周辺の設備の状況で設置できないところも、風ぐるまの場合は、細街路に入っているために、限界はございますけれども、可能な範囲で対応をしてみたいと考えております。

○えごし委員 広告収入とか、そういうことを使ってやっていただきたいと思ひますし、その際に、時刻表とかももっと大きく設置するとか、様々、あと、結構、屋根もそうですし、これはまだ屋根もできていないのにあれなんですけど、例えば風が強いところとかも結構あるみたいでして、他区だと、ちょっとボックス型というとな変ですけど、ちょっと横も風があまり来ないようにとか、雨風が入ってこないようにと設置されているところもあるようなので、今後検討する段階で、そういうところも踏まえて、検討していただければと思ひます。ありがとうございます。

○佐藤福祉総務課長 委員のご意見を踏まえまして、検討させていただきたいと思ひます。

○西岡委員長 はまもり委員。

○はまもり委員 今回、運行見直しの方向性を書いていただいているんですけども、できれば、こういうとき、課題自体も資料に落とさせていただけると、非常に分かりやすいかなと思ひています。そもそもの課題としてはどういうものが上がっていて、その中で方向性としてこういうものを決めたといたところで、ちょっと前提の課題のところを教えてくださいたいんですけども。

○佐藤福祉総務課長 風ぐるまの課題につきましては、かねてから前期の委員会ですってご説明してきたところで、ちょっと繰り返しになりますが、増便と、あと、逆向きルート、あと、時間帯の拡大が一番大きな要望でございました。そのほかに、今回対応いたします錦町方面の運行ですとか、特にMOFCAがございましたので、毎日新聞への停車ですとか、あとは短時間に回れるルートの要望というのもございました。そういった個々の言葉での要望に対して、今回見直しを検討する段階では、具体策として検討することになりましたので、全てを網羅的に解決することにはなかなか難しいところではございましたが、一部でも取り入れられるようにということで、事業者と検討いたしまして、新ルートの実証

運行ということになった次第でございます。

○はまもり委員 ありがとうございます。増便、ルートの変更とか、あと、短時間で回れるとか、教えていただきました。

そうですね。過去の経緯で、私たちが理解していないところがあるのは申し訳ないなというふうに思うんですけども、やっぱり、課題は何があって、全てが課題解決できないというのはおっしゃるとおりで、その中で、ここが重要で、ここは残った課題なんだということは、毎回共有していけたらなというふうに思いますので、入れていただけたらと思います。

1番の（3）、このオンデマンド交通というのは、各地でもかなり実証実験が増えていると思うんですけども、これを方向性の中に入れた背景を教えてください。

○佐藤福祉総務課長 現在の運行の形態で、例えば、30分に1本、20分に1本というような運行ができれば、他区と同様のコミュニティバスのような状況になるんですけども、千代田区の場合、そこまでご利用いただけるかどうか、また、それに対して、乗務員の確保ができるかどうか。経費もかかってくるという中で、空いている時間、混んでいる時間に、今、むらがあるというようなご指摘も先ほどございましたので、そういったことに対応するために、オンデマンド交通の検討も必要であるというふうに考えて、調査検討はいたしました。

ただ、その中で、検討の途中で、渋谷区がmob iというオンデマンド交通の実証実験をいたしまして、結果的に地域公共交通会議でタクシー業界等の猛反発に合って、結局1年間の実証実験でその後つながらなかったという事例ですとか、豊島区も実験をしております、まだいまだに区が引き継いだ形での実証実験が続いているということで、安定的な運行ができるという状況にいまだなっていないということで、今回は検討にとどまっているという状況でございます。

○はまもり委員 分かりました。ありがとうございます。

○西岡委員長 牛尾委員。

○牛尾委員 風ぐるまですけど、本当に課長おっしゃったとおり、逆ルートと時間の拡大と本数の拡大というのが、これがいつも出てくる要望ということで、今回は、そういうのも一部取り入れて、考えていらっしゃるということでした。特に私が聞いているのは、やはり子育て世代の方がもっと朝早い便だと、保育園にも連れていけると。あと、もうちょっと遅い便があると、保育園からの利用もできるというような要望をよく聞きます。

今回、次期運行協定の概要で、「増便、双方向ルート、時間帯の拡大」の要望に対応するために、新ルートを試験的に」とありますけれども、これは、時間帯の拡大、朝とか夕方の時間帯の拡大も含めて、試験的に行うということですか。

○佐藤福祉総務課長 ちょっと資料の記載が分かりづらくて、申し訳ありませんでした。増便、朝夕の1便増便するだけで人件費が1.5倍になるという回答を事業者から受けたところ。1.5倍ということは、約三千五、六百万円の増額になってくるということで、それで増便することと、あと、今回のようなこれまでの課題にある程度対応できるプラン、どちらがいいかということで検討した中で、今回、時間帯の拡大はせずに、新ルートで、MOFCA等の施設を回るような対応と、中央区への延伸等を実現するという選択をした次第でございます。

○牛尾委員 1.5倍の経費が要りますよと事業者から回答を得たと。そうすると、三千数百万ですか。これは、区が負担をしなければならないということになるということなんですかね。

○佐藤福祉総務課長 区の補助の額が増額になるということでございます。

○牛尾委員 そうね、福祉といった場合、もちろん、高齢者福祉もあるんでしょうけれども、保育も福祉の一つなんで、そこは、要望が多ければ、そこも検討の一つに入るのかなと思うんで、今回、こういう協定として行うということなんで、今後、また見直すことがある場合は、そうした子育て世代の方の意見というのもひとつ聞いて、取り入れてもいいのかなと思いました。

いま一つ、シルバーパスが風ぐるまは使えない、何とかできないかという声も頂いているんですけども、こういったシルバーパスも使えるような検討というのは、今回されたんですかね。どうなんですか。

○佐藤福祉総務課長 シルバーパスについては、ご要望は確かに頂戴しておりますが、非課税世帯への年間1,000円で乗れるパスの発行というところで、一定程度網羅できているものと認識しております。

○牛尾委員 はい、分かりました。

○西岡委員長 富山委員。

○富山委員 先ほど牛尾委員の質問と関連なんですけれども、3,500万円の予算をかけて増便するのではなくて、今現在、かなり人が乗っていない時間帯のバスを、そこを1便減らして、その代わりに、朝、早朝や帰宅ラッシュ時などの時間に増便をするということとは、検討されていますでしょうか。

○佐藤福祉総務課長 風ぐるまの運行につきましては、それぞればらばらなルートのように一見見えるんですけども、運転士の配置の関係、運行の関係で、8の字に回っているダイヤ、ダイヤというか、ルート編成、人員の配置になっています。ですので、区役所で休憩を取って、また次の神田ルートに行き、区役所に戻ってきたら、麴町ルートにまた出発するというような、そういった流れの中で、ルートとダイヤが組まれていますので、1箇所だけ間引いて、今度、その間の車の手当てですとか、休憩、運転手の休憩場所ですとか、ちょっとそういった確保がなかなか、今、千代田区の環境では難しいために、そういった定常的な運行ということにさせていただいております。

○富山委員 今現在のやり方にのっとってやると、そうになってしまうかもしれませんが、今後、そういった計画、必要なことだと思いますので、そういったものを検討していただくことはできますでしょうか。

○佐藤福祉総務課長 事業者からも、例えば千代田区に営業所があればとか、そういった要望は受けているところなので、そういった、もし、例えば車を一定程度駐車して、運転者が交代したり、そういったスペースが確保できれば、実現できる可能性はあるかと思えますけれども、千代田区の今の状況の中で一番足りないのは多分土地だと思いますので、またその維持経費が補助額の中に加わってくるということになったときの費用対効果等もございますので、ダイヤの編成につきましては、今頂きましたご意見も踏まえて、実現できる可能性があるかどうか、検討をしてみたいと思いますが、ちょっとそんな状況がございませぬことも、ご理解賜ればと思います。

○富山委員 よろしくお願ひします。

○西岡委員長 よろしいですか。

副委員長。

○おのぞら副委員長 電気自動車の導入について幾つか教えていただきたいんですが、こちら、1台は幾らかかる見込みでしょうか。

○佐藤福祉総務課長 大体1台3,000万程度でございまして、そこにラッピングですとか附帯設備、料金箱ですとか、そういったものを設置する経費が数百万プラスされるという状況でございまして。

○おのぞら副委員長 充電設備の導入とか、そういうのも必要になってくるんじゃないでしょうか。

○佐藤福祉総務課長 今回、電気バスにつきましては、実証運行のルートに配置してまいります予定でございまして。それに当たりましては、事業者の充電設備等を活用して、対応していくという方向になりますが、例えば、複数台、電気自動車を導入するということになると、どこかに充電の設備等を考えていく必要は出てまいります。

○おのぞら副委員長 充電設備、かなり高額だと思いますし、場所も確保しなきゃいけないということで、その辺り、ちょっと今後考えていただければなと思うんですけど。今回、実証運行で活用するということは、これまであった既存のものに2台プラスすると、そういう認識でよろしいでしょうか。

○佐藤福祉総務課長 取りあえず、実証運行の段階では、1台を確保して運行していく予定です。将来的に、もし実証運行が本格運行になった場合には、2台というふうに見通しております。現在の風ぐるまのガソリン車の車体自体も日野自動車のいろいろ検査不正の状況があったために、本来でしたら、入替えの時期が来ているところですが、当面、まだ車両の入替えはできない状況でございまして、現状の車両を生かしながら運行していくということになります。

○おのぞら副委員長 1台3,000万円プラス数百万円と、結構高額だと思うんですね。今後、そのほかの7台ですかね、こちら更新されるということであれば、かなり大きなお金になってくるとは思うんですけども。今回、電気自動車にされるという一つの理由として、脱炭素化へ対応するためということがあるんですけども、それ以外に、何かメリットですとか、あるいはデメリット、認識しているものはありますでしょうか。

○佐藤福祉総務課長 メリットといたしましては、モーターですとか、そういった器械系のものを要しませんので、整備の費用が軽減されるというメリットはございます。あと、脱炭素の件もございます。デメリットとしては、冬場に、ちょっと他区の事例ですけれども、乗客の方がたくさん乗られて、暖房を使って走っているときに、ちょっと途中で電気が切れてしまったような事例も生じているということですので、その辺りも、まだまだ導入当初の技術ということで、慎重に検討していく必要があるものと認識しております。

○おのぞら副委員長 電気自動車、電気バスというんですかね、こちら、国産企業の開発が遅れている、あんまりないというのも認識しております。中国のBYDが中心になってくるかと思うんですけども、メンテナンスの問題とか、安定的に部品が供給されるのかとか、そういった問題も出てくるとは思いますので、今後、更新、7台中・・・更新されるというときには、国産、日本の自動車企業の動きですとか、そういったところもしっかり

踏まえてご検討されたと私は考えておりますが、いかがでしょうか。

○西岡委員長 これ、私もメイド・イン・ジャパン製で、ぜひと思っていたんですけども、これについてはいかがですか。

○佐藤福祉総務課長 車両の選定につきましては、今、選択肢が本当はない状態でございます。ただ、幸い、現状の車両については、さほど千代田区の場合は老朽化はまだしていないと、もう少し使っていけるということですので、その間にどのような技術の進展があるかというのを見極めながら、対応を検討してまいりたいと考えております。

○西岡委員長 白川委員。

○白川委員 風ぐるまに関しては、地域の方にもよく聞かれます。それで、一番言われるのは、やっぱりローカルバス化してほしいという要望が非常に多くて、人が乗っていないときにやたら走っているんだけど、あれ、何とかローカルバスのようにしてもらえませんかというのを、5人ぐらい、多分言われました。で、同じ日立自動車交通であるので、隣接する——まあ、これはもう話が済んでいると思うんですが、隣接する区との連携もできると。だから、あとは、ローカルバス化すればいいだけなんじゃないという方もいたんですが、その辺はいかがでしょうか。

○佐藤福祉総務課長 風ぐるまの場合、地域福祉交通であるというところで、コミュニティバス化のご要望もかねてから頂いていたところでございます。ただ、今回の調査検討を踏まえまして、やはり福祉目的の運行ということは維持するという結論に達して、今回の見直しへとつながってきております。隣接区との乗り入れにつきましては、千代田区の運行目的が福祉目的かどうかにかかわらず、現在、文京区と、今後、中央区と実現してまい見込みでございますので、その辺りは、柔軟に対応していけることと考えております。

○西岡委員長 牛尾委員。

○牛尾委員 すみません。ちょっとおのでもら委員の質問のやり取りで、一言意見を言いたいんですけども、もちろん福祉目的がメインじゃないですか。脱炭素というのも非常に大事な視点ではあるんですけども、やはり福祉の部門から脱炭素というよりは、福祉を手厚くしていくという方面で検討してほしいなど。1台、先ほど三千数百万かかると言いました。今のバスもそんなに大きくはしていませんよということであるならば、三千数百万を、じゃあ、電気自動車に使うのか、それとも、朝晩の運行に使うのかという点では、いま一度よく検討をしてもらったほうがいいんじゃないかなと思いますけれども、その検討をよろしくお願ひしたいと思うんですが、いかがですか。

○佐藤福祉総務課長 ご意見の趣旨は、もう十分、私ども、身にしみているところでございますが、金額だけではございませんで、運転士の募集に時間の拡大が影響しているというふうに事業者から回答を得ております。現在、今の運行時間帯であるから、風ぐるまは非常に人気もあり、ドライバーの確保には、当面、困らない状況ということですけども、これでシフトが変わった場合には、またそれが増えた分、人数も増えてまいりますので、その分のドライバーの確保に非常に苦慮する状態にも陥りかねないと。ちょっとそこは事業者も懸念しておりますので、金額だけの事情ではないということは、ご理解賜ればと思います。

○西岡委員長 はい。よろしいですかね。また引き続き、現場の声も頂きながら報告いただければと思いますので、よろしくお願ひします。ありがとうございました。

それでは、（１）地域福祉交通「風ぐるま」次期運行協定の概要について、質疑を終了いたします。

次に、（２）千代田区障害福祉プランについて、理事者からの説明を求めます。

○清水障害者福祉課長 保健福祉部資料２に基づきまして、千代田区障害福祉プランについてご説明いたします。

千代田区障害福祉プランにつきましては、障害者計画、障害福祉計画、障害児福祉計画の三つの計画から成り立っております。この三つの計画について、今年度は、内容の改定を行いつつ、計画を策定いたします。

項番１でございますが、計画策定の目的について、障害者基本法に基づく障害者計画につきましては、国が策定した障害者基本計画に沿ったものとして、千代田区における障害者施策の基本理念を示すものでございます。障害者総合支援法に基づく障害福祉計画、児童福祉法に基づく障害児福祉計画につきましては、障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援、障害児通所支援などの提供に関する基本的な考え方、目標、サービス見込量、サービス確保のための計画事業を千代田区障害福祉プランとして一体的に策定してまいります。

項番２、計画の位置付けといたしましては、ただいまご説明したとおり、それぞれの法に基づくものとなりますが、上位計画として、千代田区第４次基本構想の趣旨に沿う形で、また、昨年度策定された千代田区地域福祉計画２０２２に明記された地域共生社会の実現に向けた包括的、重層的支援体制との整合性を図るため、地域福祉計画の取組状況を共有しながら策定してまいります。

項番３、計画期間でございますが、障害者計画は令和６年度から令和１１年度までの６年間とし、第７期障害福祉計画及び第３期障害児福祉計画につきましては、令和６年度から令和９年度までの３年間で、（発言する者あり）令和８年度までの３年間でございます。

項番４でございますが、計画策定に当たりまして、昨年度、アンケート調査を実施いたしました。別紙として、調査結果の概要版を配付させていただいておりますので、ご覧ください。

１ページでございます。初めに調査の目的でございますが、この調査は、千代田区に居住されている障害者手帳、愛の手帳等お持ちになっている方や障害児福祉サービスを利用している児童がいる世帯に向けて、障害福祉サービスの利用実態と利用意向を把握し、それを第７期障害福祉計画・第３期障害児福祉計画の策定に反映させていくための基礎資料とすることを目的とした調査でございます。

次に、調査の設計と回収結果です。調査地域は千代田区全域を調査対象として、身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者手帳、精神通院医療助成受給者、難病医療助成受給者、障害児福祉サービス利用者を対象に、全数調査として、郵送で本年３月１７日から３月２８日にかけて調査を行ったものでございます。

２,５６５名の対象者に対し８１５名の有効回答がございまして、有効回収率は３１．８％となっております。

２ページでございますが、アンケートの記入者につきましては、全体の８０％はご本人が記載されています。その他、ご両親や兄弟姉妹が残りの２０％になっておりますので、かなり高い確率でご本人に回答いただいている状況でございます。

ページ飛びまして、8ページでございます。アンケート調査の結果の主なものをピックアップしてご説明いたします。

8ページの日常生活で必要な手助けは、令和元年度調査と同様に、障害児を含まない身体、知的、精神、難病全体では、「通院に介助が必要」と答えた方が最も多く、全体の32.5%となっています。児童では、その割合が83%となっています。

ページ飛びまして、18ページをご覧ください。住まいや暮らしについてのうち、地域で暮らすために必要な支援として、全体の約半数が経済的負担軽減を必要としており、児童では、「身近に相談できる人がいる」というところが78.7%で、最も重要視されています。知的でも、58.5%が「身近に相談できる人がいる」ことを必要であると考えていることが分かります。また、「住み続けることができるグループホームがある」については、知的の56.9%が「必要である」と答えています。

22ページをご覧ください。外出時に必要な支援といたしましては、全体、児童とも「自由に安心していられる居場所」が最も求められている結果となっています。

続きまして、24ページをおめくりください。就労についてですが、全体の36.7%の方が就労されており、(2)の働き方では、「会社勤め」が最も多くなっています。精神障害の方や難病の方のうち、約6割が「会社勤めをしている」と回答されています。

次のページ、25ページ、26ページでございます。必要な就労支援としては、全体、児童ともに最も多い回答が「障害に対する職場の理解」というものでございました。

少し飛びまして、39ページをご覧ください。障害者差別解消法の認知度については、全体では、「名前も内容も知っている」が15.6%、「名前は知っているが内容は知らない」が22%、「名前も内容も知らない」が52.9%などと、半数以上の方が全くご存じないという結果になりました。

またページ飛びまして、47ページをご覧ください。障害児について特に力を入れてほしい施策では、児童の半数が「特別支援教育の充実」と回答しており、次に、「支援者・指導者の育成」が、こちらも半数以上、53.2%と高い割合となっています。

最後に、49ページをご覧ください。就労について特に力を入れてほしい施策では、知的では「就労支援施設の充実」が40%と高い割合となっています。また、全体で20.1%が「一般企業への就労促進」と回答しており、児童でも29.8%となっています。

簡単ではございますが、アンケート調査結果の概要はご説明のとおりです。

続きまして、資料にお戻りいただけますでしょうか。

資料の裏面ですね、項番5でございます。市町村、都道府県が計画策定するに当たり、基本的な指針となる障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針については、昨年来から厚生労働省の社会保障審議会において検討が重ねられ、本年5月19日に告示されました。この基本的な指針の中で、主に見直されたポイントとして、14の事項が挙げられ、このポイントとなる部分に即した形で計画策定を行うこととなっています。

お配りした資料に、①から⑭までの事項を列挙しております。⑫から⑭は、今回、新規事項ですが、⑪までは、これまでも指針として挙げられてきた事項でございます。内容をより充実させるための文言に修正されたり、追記されたりしているものでございます。

③福祉施設から一般就労への移行等については、一般就労への移行及び定着に関する取

組というものが成果目標設定に追加され、⑥番の地域における相談支援体制の充実強化についてが活動指標に追加されています。指針のポイントを踏まえつつ、計画の中で、どのように具体的に示し、取組を進めていくか、障害者支援協議会委員のご意見も伺いながら、策定作業を進めているところでございます。

項番6、最後に、計画策定のスケジュールについてご説明いたします。計画についての内容検討については、障害者支援協議会に設置している計画部会がメインとなって検討してまいります。計画部会は7月から11月までの全4回開催の予定でございます。計画については、8月から9月にかけて素案を作成し、約3か月かけて修正を行いながら、12月に支援協議会の全体会で確認を行った後、計画案について、パブリックコメントを予定しております。頂いた意見を踏まえ、1月に計画案を確定し、2月の支援協議会に報告するという予定でございます。

なお、常任委員会へは、修正案の段階でご説明させていただきたいと考えております。長くなりましたが、ご説明は以上です。

○西岡委員長 説明が終わりました。委員からの質疑を受けます。

○はまもり委員 この福祉プランについては、関連団体とかにもヒアリング、説明とかされていると思うんですけども、その中で、こういった意見が出てきているか、教えていただけますか。

○清水障害者福祉課長 まず、支援協議会の中にも、各団体の代表者の方にご参加いただきまして、計画部会の中でもご意見いただきながら進めております。また、各団体の方からもご意見いただいているところでございますが、まず、相談の部分、相談のところは非常に区のほうとしても大事な部分だと思っておりますが、しっかりと相談を受け、それをきちんと解決に向けてつなげていける、そういった相談支援の充実をしっかりと取り組んでほしいというところでですね。

あとは、緊急時の対応ですね。何かあったときに相談できる体制、そういったところをしっかりと取組をしてほしいというところ。

あと、まず、いろんな情報が届かないと。そういったところ、区としても、そのところは、情報提供の工夫、デジタル化を踏まえた、こういった形で、様々な情報を、必要な情報を届けられるかというところを検討してまいりたいと思います。

あと、もう一つは、すみません、いろいろありまして。あと、就労のところ、しっかり障害者が自立した生活を送っていく上では、就労は非常に大事なところですので、一般就労に向けた取組を進めてほしいといったご意見を頂いております。

○はまもり委員 ありがとうございます。ヒアリングとか説明会とかもしながら、さらに調査もやっていただいているということで、この辺は、しっかり連携を取りながら進めていただいているものと認識しております。

アンケートのところ、少し確認を何点かさせてください。まず、有効回収率としては31.8%と、比較的高いのかなというふうに思うんですが、その一方で、もともとの母数が少ないところもあるんですけども、有効回収数とすると、やや少ないというところもあると。これ、郵送でやっているんですけども、特に、身体に障害をお持ちの方とかであれば、オンラインがいいとか、あるいは、団体に協力してもらって本人に確認、ヒアリングしていくとか、少し幾つかの複数の方法を併用していくということも、今後としては

検討できますか。

○清水障害者福祉課長 今回は郵送で調査を実施させていただいたんですけども、必要に応じて、直接1対1でアンケート調査を実施する必要がある方は、お声がけいただければ伺いますという形でやっておりました。ただ、やはり、そうですね、オンラインで調査回答ができる仕組みというところも、今後、必要だと区のほうでも考えております。

○はまもり委員 ぜひ検討をお願いいたします。

あと、アンケートの記入者のところなんですけれども、令和元年と比較したときに、知的の方の本人回答が非常に少なくなっている。この辺の理由って、分かりますか。

○清水障害者福祉課長 具体的な、直接的な理由というのは、このアンケートの中で聞いておりませんし、また、そのこのところの理由というのは、こちらのほうでは、まだ把握はできておりません。

○はまもり委員 分かりました。一番難しい対象の方なんだろうなというふうには思うんですけども、知的障害をお持ちの親御さんからも、それでも、やっぱり本人の意図というものは大切にしておいてほしいというようなことも伺っているので、どうやって、こういった方の、一律のアンケートだと難しいかもしれないんですが、ご意向を受け止めていくのかというのは、ぜひ、もう少し考えていただけたらと思います。

最後なんですけど、今回、自由記述欄がないように思ったんですけども、この辺の理由はありますか。それとも、ありますかね、実際には。

○清水障害者福祉課長 最初のご意見でございますが、当事者の意見を聞くというのは、非常に大切なことと考えておりますので、なるべくご本人からアンケート調査を頂けるような工夫をしていきたいと思っております。

あと、アンケート調査の中で、自由意見というの、調査の中では頂いております。

○はまもり委員 分かりました。

○西岡委員長 富山委員。

○富山委員 私の記憶違ったら、すみません。私自身、家にこちらのアンケートが郵送で届きまして、そちらにQRコードが載っていたので、読み取ると、ケータイから返信できた気がします。ですので、私、それで回答した気がするんですけど、そちらはいかがでしょうか。

○清水障害者福祉課長 今回は郵送でご回答いただくのみというふうな形で、実施しております。

○富山委員 そうですか。すみません。

○西岡委員長 池田委員。

○池田委員 この改定じゃなくて、見直しをいろいろやっていく中で、幾つか切れ目のない支援ということで、これまでも委員会等々で発信をしてきましたけども、今期でこの文教福祉委員会というところになった意味合いもあるんですけども、ぜひ、子育て世代と伺いますか、障害者だつたりというのは、決して所管が障害者福祉課だけではなくて、子ども部の児童・家庭支援センターというの、直面していると思うんですけども、実際に、このアンケートも含めて、児童・家庭支援センターのほうでは、内容等は共有されていますよね。

○吉田児童・家庭支援センター所長 こちらのアンケートも含めまして、あとは障害者支

援協議会にも参加しております。あと、また適宜、情報共有、打合せ等もして、協力して取り組んでいるところでございます。

○池田委員 ずっと引き続き、中に、メンバーに入っていたというのは、承知はしているんですけども、また新たに障害福祉プラン改定ということで、年々、いろんな様々な条件等が出てきますから、そのところは、児家センのほうも一緒に取り組んでいただきたいと思います。

1点、この資料の裏面のほうに、厚労省が提示するポイントというところで、るる表示がありましたけれども、実際に、本区では、これは、今、課長が説明したとおり、しっかり取り組んでいくんだというところで確認をしたいんですけども、そのとおりなんでしょうか。

○清水障害者福祉課長 まず、国のほうから提示されるこのポイントですね、この14項目につきましては、これから具体的な内容、あと、指標ですとか、そういったものが国のほうから提示され、そのところは、計画の中でしっかり具体的な内容を入れていくものでございます。こちらの指標、指針だけではなく、区としても、区の課題ですね、区の特性を踏まえた、どういったことに取り組んでいくかということも、併せてしっかりやっていきたいと思っております。

○池田委員 よろしくお願ひいたします。

その中に、地域共生社会の実現に向けた取組ということももちろんあって、アンケートの中でもありますけれども、やはり相談できる相手がいるというところで、圧倒的に皆さん回答がいいかと思うんですが、一方で、地域の方々がやはり相談を受けた中で、じゃあ、その答えをどこに返していいのかわ、誰が受け止めて、どういうふうなコーディネートをしていいのかわというのを戸惑われる方が多くて、そのところもしっかりと区のほうでは受け止めて、分かりやすい方向性を見いだしていただきたいんですけども、いかがでしょうか。

○清水障害者福祉課長 委員おっしゃるとおり、まずは、気軽に相談できる、いろんな形で相談できる体制というのを整える必要があると思っております。また、その中で専門性ですね、そういったところの相談員のスキルアップ、専門的なところにしっかり応えていける、そういった取組も必要ですし、障害者といっても、もう本当に障害の部分にだけではなく、本当にその方の生活全体に関わるいろいろな困り事や悩み事、不安に思うことがあろうかと思っております。そのところをどういうふうに解決していくか。ここは、地域福祉計画の相談、重層的な相談支援体制、そのところにもつながっていくところでございますが、そのところをしっかりとどうつながっていくのかということが、で、どのように解決していけるのか、そういったところが見えるような形でお示しできればと思っております。

○西岡委員長 牛尾委員。

○牛尾委員 まず、このアンケート、今回、概要版なんですけれども、これ、詳細なものは、区のホームページからか何か見れるようになっているんですか。

○清水障害者福祉課長 区のホームページのほうに、概要版と、あと、全体のものを公表しております。

○牛尾委員 分かりました。それを見てもみますけど、できれば、冊子で頂けると大変見や

すいかなと思うんで、よろしくお願ひしたいと思ひますが。

あと、今、池田委員の質問とも絡むんですけれども、障害を持たれた方への支援ということは、非常にこの計画で位置づけるというのは大事ですけれども、一方で、先ほど言われたとおり、相談体制、いわゆるケアする側の支援、これも非常に必要だと思います。特に、ヤングケアラーとか、お父さん、お母さんが障害を持つと、介助する子どもさんへの支援をどうするのかというのも非常に大きな課題となっておりますが、前回の障害福祉プランを見ますと、その支援は、どこを見ればいいのかというのが非常に分かりづらく、こういう障害では、こういった施設がありますよというのは非常に大事なんですけれども、ケアする側がどこに相談をして、どんな支援体制があるのかというのも、次の計画では見える化といいますかね、一目で分かるような描き方をさせていただきたいと思ひますけれども、そこはいかがですか。

○清水障害者福祉課長 障害者を介護するご家族の方、そういった支援者、そういう方に対する支援というのが非常に大切だというご指摘だと思います。特に、障害児をお持ちの保護者ですとか、介助者で高齢になつた方、そういった方は、特に、そういったもの、そういう支援が必要であろうと考えております。そういったところを、計画の中にどういった形で示せるか、これから検討してまいりたいと思ひます。

○牛尾委員 はい。いいです。

○西岡委員長 はまもり委員。

○はまもり委員 すみません。ちょっと関連してなんですけれども、お子さんのところのやっぱり相談先とか、ちょっと、どこのページか忘れちゃったんですけれども、学校の先生の理解といったものが非常に重要だと思うんですけれども、知的障害をお持ちの方、あるいは、身体的な障害をお持ちの方に対しての学校の先生に対する教育というものは、どういうふうにされているか、教えていただけますか。

あ、子どものほうですか。

○西岡委員長 子ども部さんかな。（発言する者あり）

○はまもり委員 すみません。

○亀割子ども部長 学校のほうは、この子どもの把握というのが大切になってきます。それで、就学前からさくらキッズですとかはばたきプランで、子どもの様子を記録し、療育の情報なんかも記録しまして、それを学校のほうに伝える様々なシートがございます。そのシートで学校のほうに伝えながら、学校の先生はそれで子どもの状況を把握し、千代田区の場合は、学校で通常の授業が受けられるように、支援員なんかも手厚く措置しています。ですので、なるべく普通の学校の中で授業が受けられるような体制を取るために療育をし、情報を共有しというところなんですけど、なかなか実際そうはつながっていないという声も聞いていますので、今年度、インクルーシブの協議会というのを立ち上げまして、学校の先生たちと一緒に、その辺のちょっと研究を始めて、前回、第1回目をやったところなんですけど、いろいろ厳しい指摘を受けましたんで、その辺を改善しながら、先生たちにもその辺のシートの改善とともに、さらなる共有を図って、よりよい教育につなげていきたいという体制を今取っております。

○はまもり委員 ありがとうございます。多分、前回の委員会のときにも、そういう連携とかが大事というふうに伺って、ぜひ、それをお願いしていきたいなというふうに思ひま

した。

あと、先生方の教育って、すごく難しいと思うんですけども、学ばなきゃいけないこともたくさんありますし、でも、先生方へそういうインクルーシブ教育とかを本当に理解してもらうというのは、どういうやり方があるんですかね。もし、何かこういう教育方法があるとか、何かあれば、ちょっと教えていただきたいんですけど。なかなか、何ですか、講座だけ受けても、すごく、こういう子にはこういう対応しましょうねみたいな話とかだけだと、なかなか難しいのかなというのがあって。発達障害をお持ちの親御さんとか、意外と先生方との意思疎通ができないというか、何というんですかね、こうお願いしていたけれども、ちょっと違う対応があったとか、少し、そういうところも、親御さんとのケアも含めて、どのような学校の先生への教育というやり方があるのか、事例があれば教えてください。

○亀割子ども部長 研修以外でということですよ。

○はまもり委員 はい。

○亀割子ども部長 一般的な研修はもちろんやっているんですけども、それ以外で申しますと、日々の教育課程の中で、教育研究会みたいな、先生同士で研究している場があるので、そこでの情報共有をしています。あとは、実践的な面で、対応をしながら、例えば心理士やアドバイザーの派遣がありますので、その人たちにアドバイスを頂きながら、または、特別支援の関係の専門の先生を配置している学校もありますので、そこでの対応を学びながら、いわゆるOJTといいたいでしょうか、そういう形では、日々、お子さんへの対応に努めながら、スキルを向上していると考えております。

○はまもり委員 はい、分かりました。ありがとうございます。

○西岡委員長 えごし委員。（発言する者あり）

あ、関連、ごめんなさい。えごし委員がやってからでいいですか。すみません。もう指しちゃったので、えごし委員、お願いします。

○えごし委員 はい。先ほど情報をしっかりと届ける、行き届けることをすごい課題に上げていただいていたけれども、12ページのほうに、「主な介護者の相談のできる場の有無と介助者に必要な支援」というところで、孤立しないための保護者同士の交流の場が必要というアンケートもありまして、例えば、この、区の情報をしっかりと皆さんに届けるということも大事ですし、あと、最近、保護者の方がグループ・団体をつくって、相談をできる場をつくったりとか、あと、そういう、何というんですかね、発達障害の子が来て、居場所にできるとか、ちょっと一緒に学ぶことをするとかというのを、保護者の方が団体をつくってされているというケースもあります。そういう方がこの情報をもっとみんなに伝えたいんだけど、ちょっと伝える場がないという話も聞いたことがあります。区からの情報をしっかりと届ける。プラス、そういう保護者の方とかが情報を送りたいというときに、送れる場のようなものも何かあるとすこしいいなというのを思いまして、何か区に掲示板みたいなのがあって、そこに、例えば、情報を、この日にこういう相談場所やりますみたいなのを、保護者の方とかでも、保護者というか、それは団体として登録してとかになるとは思うんですけど、情報を送れるような仕組みというのあればいいなというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

○清水障害者福祉課長 そうですね。区のほうからの情報提供、情報発信だけではなく、

そういった介護者同士の情報共有、こういうところに行くと、こういう便利なサービス、こういったことができるよというような、例えば、ここの歯医者さんだと、こういう子の場合も診てもらえるよとか、そういった生活の便利情報といいますか、そういったことを含めた情報共有の場というのがやはりあると非常にいいことだろうなというのは、区のほうでも思います。ただ、それを区でやるのか、どういった形でやるのがいいのか、そういったコミュニティといいますか、そここのところ、どういった形での情報共有のやり方があるかということころは、団体の皆様に意見を聞きながら、区のほうでも考えたいと思います。○えごし委員 情報というのは、やっぱり送るだけじゃなくて、受けるということもそうですし、情報を受ける方同士の情報の交換というんですかね、それもすごい大事だと思いますので、また反映していただければと思います。

○清水障害者福祉課長 今のご提案、ご指摘のとおり、やはり情報、区のほうからの情報だけでなく、それですと、本当に必要な情報がどこまで提供できるかということころもございますし、保護者といいますか、介護者の皆様同士の共有の場、情報のやり取りができる、そういったつながりということころは非常に大切なところだと考えておりますので、どういった形ができるか、考えてまいりたいと思います。

○西岡委員長 富山委員。

○富山委員 先ほどのはまもり委員の関連なんですけれども、先ほど、子ども部長が、千代田区は障害のある方とない方が一緒に学ぶ環境を整えていますというふうにおっしゃいましたけれども、アンケート結果の概要で、47ページに、障害児について力を特に入れてほしい施策で、特別支援教育の充実がインクルーシブ教育よりも割合を上回っておりますが、この点はどうお考えでしょうか。

○西岡委員長 これ、担当は、指導課長が具体的に知っているんですけども、今不在なので、もしも、ここで具体的に答えていただければ、また次回持ち越しでも大丈夫かな。

○富山委員 はい。承知しました。

○西岡委員長 はい。それか、概要だけでも答えていただいて、具体的なことは、指導課長、次回来ていただくのもいいし。どちらがいいですか。

○富山委員 今、そうおっしゃったのは子ども部長なので、子ども部長で。

○西岡委員長 ちょっと暫時休憩いたします。

午後4時26分休憩

午後4時29分再開

○西岡委員長 委員会を再開いたします。

それでは、答弁からお願いいたします。

子ども部長。

○亀割子ども部長 先ほどの富山委員のご質問にお答えいたします。

アンケートの中で、特別支援教育の充実、インクルーシブ教育より上回っているというところの分析なんですけど、アンケート結果だけを見ると、なかなか詳細な分析というのは今のところ確定したことは言えませんので、こういったことを踏まえて、よく分析をしながら、計画を改定していく中で整理をして、方向性を明らかにしていきたいと考えております。

○西岡委員長 はい。

ほかにございますか。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 はい。それでは、（２）千代田区障害福祉プランについて、質疑を終了いたします。

次に、（３）第９期千代田区介護保険事業計画等について、理事者からの説明を求めます。

○小原高齢介護課長 それでは、第９期千代田区介護保険事業計画等について、保健福祉部資料３に基づきましてご説明いたします。

なお、第９期千代田区介護保険事業計画及び千代田区高齢者福祉計画につきましては高齢介護課長から、認知症基本計画につきましては在宅支援課長からご説明いたします。

初めに、千代田区介護保険事業計画及び千代田区高齢者福祉計画策定についてご説明いたします。

項番１、計画策定の目的ですが、介護保険事業計画は、保険者である区が介護保険給付等対象サービスや地域支援事業の見込み量を定めるなど、介護保険事業の円滑な運営に際して必要な事項について、３年を１期として定めるものでございます。一方、高齢者福祉計画は、高齢者福祉サービスの見込み量の目標を定め、高齢者福祉サービスの供給量の確保に関して、必要な事項を定めるものでございます。

なお、介護保険法及び老人福祉法では、これら、二つの計画を一体のものとして作成するものとされております。

次に、項番２、計画の位置づけでございますが、それぞれ介護保険法、老人福祉法と、根拠法令が異なる法定義務計画となっております。

次に、項番３、計画期間ですが、計画期間は、令和６年度から令和８年度までの３年間となっております。

次に、項番４、第９期介護保険事業計画において、記載を充実する事項についてでございますが、厚生労働省では、社会保障審議会介護保険部会の介護保険制度の見直しに関する意見等を踏まえ、第９期介護保険事業計画において、（１）介護サービス基盤の計画的な整備、（２）地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組等について、記載を充実するよう検討を行っており、区もその方針に沿って策定していく予定でございます。

次に、項番５、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査及び在宅介護実態調査の実施についてでございますが、別紙により、調査報告書の概要版を添付してございます。本調査の実施につきましては、令和４年１１月、当時の保健福祉委員会でご報告をしておりますが、第９期介護保険事業計画の策定に先立って、要介護状態になる前の高齢者のリスク、社会参加状況の把握及び第８期介護保険事業計画に定めた介護予防等の「取組と目標」の進捗管理のため、令和４年度に本調査を実施し、基礎資料となるデータの収集及び分析を行ってございます。

恐れ入りますが、別紙の報告書の概要版をご覧ください。

項番１、調査の目的は、先ほどご説明したとおりでございます。

項番２、調査の種類及び項番３、調査方法と回収状況でございますが、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の対象者は、６５歳以上の区民で、要介護１から５以外の方で、調査

方法は郵送調査、調査期間は令和4年12月5日から27日までとなっております。また、在宅介護実態調査の対象者は、在宅で生活をしている要支援・要介護認定を受けている区民のうち、更新申請・区分変更申請に伴う認定調査を受ける方で、調査方法は聞き取り調査、調査期間は令和4年12月から令和5年2月までとなっております。

次に、それぞれの回収状況でございますが、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の調査件数は4,000件、回収数は2,485件、回収率は62.1%となっております。また、在宅介護実態調査の調査件数は166件、回収数は166件、回収率は100%となっております。

項番4、調査項目につきましては、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査は、あなたと家族の生活状況、からだを動かすこと等、8項目、在宅介護実態調査は、世帯類型、家族等による介護の頻度等、7項目でございます。

調査結果の特徴として、新型コロナウイルス感染症に起因する外出頻度、交流機会の減少が挙げられます。

概要版の5ページの上の部分でございますが、外出を控えている方の割合が27.7%で、前回調査、令和元年度調査と比較して、2倍以上に増加しております。また、その理由については、80.4%の方が新型コロナウイルスの感染予防のためと回答しております。また、7ページの下部分でございますが、地域活動に一つも参加していない方が35.4%となり、前回調査よりも8.2%増加しております。

なお、調査報告書につきましては、区のホームページで公表しております。

保健福祉部資料3の項番1から5番までの私からのご説明は以上です。項番6以降は在宅支援課長からご説明いたします。

○菊池在宅支援課長 それでは、資料3、2ページ目、項番6、千代田区認知症基本計画の策定について、ここから所管が変わりまして、在宅支援課よりご説明申し上げます。

まず、（1）計画策定の背景でございます。我が国の認知症の人の数は、2025年には約700万人、65歳以上の約5人に1人に上ると考えられております。認知症は、もはや誰でもなり得るもの、身近なものとして認知症の人にやさしい地域づくりが求められています。こうした状況を見据えまして、国では、平成27年に認知症施策推進総合戦略、令和元年に認知症施策推進大綱、さらに、令和5年6月には認知症基本法を制定し、認知症への取組を進めているところでございます。これらを受けまして、区においても、認知症施策を総合的かつ計画的に推進していくため、区の認知症施策推進計画である千代田区認知症基本計画を第9期介護保険事業計画等と一体的に策定してまいりたいと考えております。

次に、（2）計画の位置づけでございます。認知症計画そのものは、区の任意計画となりますが、国の大綱と法の定める趣旨にのっとりまして、認知症の人と共生しながら、認知症の予防対策も進めていくという観点の下、認知症の人とその家族を支える視点を重視した施策を構築してまいります。

次に、（3）計画体系でございますが、「その人らしさ」が尊重され、住み慣れた地域でいきいきと暮らし続けられるまち」を理念に掲げ、地域包括ケアシステムを深化・推進していくという、介護保険事業計画と共通する目標を達成するため、高齢者福祉計画、第9期介護保険事業計画と調和の取れた計画とさせていただきたいと思っております。こ

のため、施策の遂行に係る介護サービス量や保険料の算定につきましては、介護保険事業計画などと整合を図り、一体的に進めていくことといたします。

続きまして、3ページ目の項番7をご覧ください。スケジュールでございます。昨年より、専門職や関係機関から成る認知症ケア推進チームの中で、課題の洗い出し等を行っております。具体的な検討につきましては、千代田区在宅医療・介護連携推進協議会の専門部会である認知症連携推進部会で議論を進め、介護保険運営協議会とも連携しながら検討作業を進めてまいりました。

これまでの経過としまして、本年4月に開催されました介護保険運営協議会におきまして、認知症基本計画を介護保険事業計画等と一体的に策定することについてご了承を頂きまして、6月の専門部会では、計画の目指す理念や基本方針についてご確認を頂いております。今後は、9月の専門部会までに認知症基本計画の素案を策定し、10月の介護保険運営協議会におきまして、介護保険事業計画を含めた計画の素案をご審議いただく予定でございます。さらに、これまでの議論を踏まえ、パブリックコメントを実施し、来年1月の介護保険運営協議会で成案を得られるよう、進めてまいります。

ご説明は以上です。

○西岡委員長 説明が終わりました。委員からの質疑を受けます。

○牛尾委員 まずニーズ調査ですけれども、今回の調査で、前回とは違う項目で何か設問を増やしたとか、そういったものはあるんですか。

○小原高齢介護課長 基本的には、前回、国が定めたものと同じ項目、プラス、当時の議会のほうからもご要望のあった、例えば、耳の聞こえがというような項目を入れさせていただいたりとか、区独自ということで、所管のほうから認知症の関係だとかも含めて、概要版の後ろのほうに、今回、例えば、そうですね、前回の回答がない部分ということでいくと、たすけあいについて等ですね、そこら辺、前回から加わった部分というのは何点かございます。

○牛尾委員 ぜひ、そういうこともご報告していただけると、我々も分かりやすいかなと思いますので、お願いいたします。

それで、介護保険9期のこれから素案を作成していくんでしょうけれども、項番4の記載を充実する事項ということで、介護サービス基盤の計画的な整備と、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組というのを検討していくとありますが、これだけで、計画を、次の計画をつくっていくということでよろしいですか。

○小原高齢介護課長 本日は、計画の策定について、大枠をお示しさせていただきました。来月、介護保険運営協議会のほうで、基本的な骨子等を示させていただいて、素案に向けてということになってございます。また、併せて、先日、国のほうからも基本方針の構成ということで、また指針が出てございますので、あくまでも、今日のご報告については、この主なものを2点という形でご報告させていただいているというふうにご理解いただければと思います。

○牛尾委員 この計画ですと、9期の事業計画の素案、10月に審議するということは、その前に素案が出来上がるのでしょうか。一方、介護保険は、その改定のたびに保険料が上がってきていると。利用料も、今、国のほうでは、原則、1割を2割にしていこうじゃないかという考えも、社会福祉審議会の中では行われていると。社会福祉審議会のほうでは、

負担をどうするかというのは年末に結論を出すとあります。つまり、国のほうで、保険料、利用料の引上げが年末に決まるとなった場合は、素案は10月前に出来上がるわけでしょう、これはどういうふうにされるのか。

○小原高齢介護課長 今、牛尾委員のご指摘のとおり、国の方針、その改定の指針が出るのが年末というのはご案内のとおりでございます。で、それを待っていますと、素案自体もできないので、基本的には、区としては、素案を10月ぐらいにはつくりたいと。国の方針と明らかに乖離というか、それがあの場合には、当然、あくまでも予定という部分はありますけど、パブリックコメントの時期ももしかしたらずれる可能性もあるんですけども、国の方針をまるっきり反映させないというような計画は当然できないので、そこら辺は、スケジュールを見ながらということになるということでございます。

○牛尾委員 つまり、国の方針と乖離はできないとなると、当然、国のほうで、介護保険料を上げますよとなった場合は、それを反映するということでしょう。そうなった場合、今でさえ、保険料が高いという声は多数あるわけですよ。で、利用料も高いという声もあると。それに対して、例えば、何らかの保険料の緩和だったりとか、段階を増やして、なるべく低所得者の方に負担がいかないようにする検討とか、そういうのが、年末のこの国の方針を待って反映させるとなると、それを検討する期間というのは本当になくなるじゃないですか。そうなった場合、丸々、保険料の負担増がのしかかるということになってしまふから、例えば、区としての保険料が上がっても、上がるのは確実なんですよ、間違いなく上がると思うんですよ。下がることはないと思うんですね。そうなった場合に、国の負担増に対して、区としての緩和策というかな、そういうのも併せて検討していくというの求められるし、例えばサービスが介護制度から外れて支援策に移った場合の、区としての例えば追加支援策とか、そういうのも検討していく必要があると思うんですけども、そこはいかがなんでしょうか。

○小原高齢介護課長 先ほど私のほうで12月ぐらいに国の方針が出るということでご答弁しましたが、当然、それを待って、そこからスタートという考えではございません。今、牛尾委員おっしゃったように、恐らく、国のほうでは、介護保険料の増額等のそういう方針というのは出ると思います。ただ、一方、介護保険料については、各自治体が定めるという形になってございますので、増額になるかどうかという部分は明確には申し上げられませんが、そこら辺、各区、千代田の事情を今も検討、先ほどのニーズ調査とか、いろんな資料等を含めて検討してございますので、また、サービス、区民の方に負担のないような形がもちろん望ましいというのは、区のほうでも認識してございますので、そこら辺を、国の動向を見ながら、同時に、区としても計画の策定を進めていきたいというふうに考えてございます。

○牛尾委員 はい。お願いします。

○西岡委員長 ほかにございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 それでは、（3）第9期千代田区介護保険事業計画等について、質疑を終了いたします。

次に、（4）データヘルス計画及び特定健康診査等実施計画の改定について、理事者からの説明を求めます。

○辰島保険年金課長 データヘルス計画及び特定健康診査等実施計画の改定について、保健福祉部資料4に基づいて説明いたします。

両計画とも、今年度改定の年度に当たり、改定に向け、取り組むものでございます。

1、計画の目的です。被保険者の健康寿命の延伸及び医療費の適正化のため、区として取り組むべき課題を明確にしまして、その課題に短期的に取り組むべきものと、中長期的に取り組むべきものとに分類をして、それぞれの段階に合った事業を行うことを計画するものであります。

2、計画改定の経緯です。平成20年度から、高齢者の医療の確保に関する法律によりまして、医療費の適正化に向けて、各医療保険者は、生活習慣病対策として、特定健康診査・特定保健指導を実施していくこととされ、法に基づきまして、本区においても、特定健康診査等実施計画を策定し、事業を実施しているところであります。また、平成26年に国の国民健康保険法に基づく保健事業実施等に関する指針が改正されまして、全ての保険者はレセプト情報、健診情報等を活用して、加入者の健康保持増進に向けた保険事業の実施計画として、データヘルス計画を策定し、事業の実施等を行うこととされました。本区におきましても、国民健康保険保健事業の実施計画（データヘルス計画）を策定し、事業に取り組んでいるところであります。

令和5年度は、平成30年度に策定しました第二期データヘルス計画と第三期特定健康診査等実施計画の最終年度に当たるため、現行計画の振り返りを行うとともに、令和6年度から11年度の6年を計画期間とする各計画に改定するものでございます。

3、現行計画における事業でございます。現行の計画では、下表に記載の五つの事業に取り組んでいるところでございます。現在、この事業について、これまでの振り返りを行っているところでございます。

すみません。裏面をご覧ください。4番、スケジュールでございます。今後のスケジュールです。本委員会での報告の後、8月以降、千代田区の国民健康保険運営協議会、医師会定例会等で意見の交換を行い、素案を議会報告。また、パブリックコメントを実施しまして、案を策定し、議会、国民健康保険運営協議会、医師会定例会等へ報告等を行い、計画策定をする予定でございます。

説明は以上です。

○西岡委員長 説明が終わりました。委員からの質疑を受けます。

○牛尾委員 被保険者の健康寿命の延伸、健康であるためにということは分かりますが、医療費の適正化、これ、具体的にもうちょっとおっしゃっていただけると。

○辰島保険年金課長 医療費の適正化というところで、まず一つには、そういう、実際に病気にかからないような、何でしょうね、いろんな保険事業を踏まえて、例えば健康診断を受けていただいて、そこで何か異常が発見されれば、それを早めに解消するようなことをしていく中で、その後、大きな病気にならないようにするとか、そういったところ、医療費の適正化の一つになると思います。

○牛尾委員 確かに医療費となった場合、本人負担だけじゃなくて、やっぱり国や自治体も出すというふうになりますからね。ただ、この医療費の適正化というのが先行しちゃうと、やっぱりよろしくないだろうと思うわけですよ。やはり、こういう計画をつくるのであれば、いかに健康で年を取っていくか。そのための計画を練っていくということが大事

で、そのためには、やっぱり日常なんかの検査を充実させるとか、あとは、もう病気が軽いうちに医療にかかるようにするとか、そういったことに重きを置いて、どうも医療費の適正化というのになると、ここを減らすために、支出をしないためにというようなことに聞こえてしまうんで、そういった計画ではないと思いますけれども、そこはしっかり本当に健康で長生きできるということに重きを置いた計画にしていただければと思うんですけども。

○辰島保険年金課長 医療費の適正化というところで、何もけちるとか、そういうことで考えているものではございませんので、あくまでも健康寿命の延伸というところの中で、及び、医療費適正化というところで、計画のほうは策定していくというところでございますので、ご理解のほど、よろしく願いいたします。

○牛尾委員 はい。いいです。

○西岡委員長 はまもり委員。

○はまもり委員 成人病とかの予防というところでいうと、食生活の見直し、また歩くということ、それから、薬の、それは成人病じゃないかもしれないですけども、リスクとしては、薬の複数の掛け合わせみたいなのがよく上がってくるところなのかなと思うんですけども、この辺の指導であったり、また、ほかの自治体の事例からこういった指導とかをどういうふうにやっていくかとか、その辺、調査されていたら教えてください。

○辰島保険年金課長 先ほどちょっとご説明さしあげた現在の計画の取組の中で、そういった健診データですとか、レセプトデータのところで、今、はまもり委員おっしゃったような、もし物が見つければ、そういったところの分析もできるのかなと思います。また、他自治体の事例におきまして、今回策定していく中で、研究できれば、ちょっとそこはしていきたいなと思います。

○はまもり委員 ありがとうございます。古いかもしれないですけども、広島県の呉市であったりとか、かなり医療費の適正化に効果があった、個別の対応ができたというような事例もありますので、今がちょうど現行計画の振り返り途中ということではあるんですけども、ぜひ、継続的に個別の健康指導ができたとか、予防ができるような仕組みというのは考えていただきたいと思いますので、お願いします。

○辰島保険年金課長 今、委員ご指摘いただいたところを踏まえつつ、作成のほうを取り組んでまいりたいと思います。

○はまもり委員 お願いします。

○西岡委員長 ほかにございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 はい。それでは、（４）データヘルズ計画及び特定健康診査等実施計画の改定について、質疑を終了いたします。

以上で、日程１、報告事項を終わり、日程２、その他に入ります。

委員の方から何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 はい。

執行機関から何かございますか。（発言する者あり）

それでは、本日はこの程度で……

○大塚学務課長 委員長、学務課長。

○西岡委員長 あ、学務課長。

○大塚学務課長 先ほどの、すみません。（発言する者あり）牛尾委員のご質問の。

○西岡委員長 はい。学務課長、どうぞ。

○大塚学務課長 はい。すみません。学務課長でございます。

子ども部報告事項（3）千代田区立九段中等教育学校入学者決定要件における男女別定員についてのところで、牛尾委員がご質問された、現在の区立小学校6年生の全体の男子、女子の数、そして総数ということで、すみません、手元に資料がなく、お時間を頂いて申し訳ございませんでした。

令和5年5月1日時点でございますが、男子が253人、女子が229人、総数が282人となっております。よろしく願いいたします。（発言する者あり）あ、総数が482人となっております。すみません。

○西岡委員長 はい。よろしいですか、この件に関しまして。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 ほかに何か執行機関からございますか。（発言する者あり）よろしいですね。はい。

それでは、本日はこの程度をもちまして、閉会といたします。お疲れさまでございました。

午後4時56分閉会